毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

	所管課（室）名
◎　規　則	
○建設業法に基づく許可申請書等に関する規則	監理課
◎　告　示	
・令和５年長崎県内水面漁場管理委員会指示第１号に基づく水系の範囲等	漁業振興課
・海岸保全区域の廃止（３件）	漁港漁場課
・家畜伝染病予防法に基づく検査命令	畜産課
・保安林の指定の予定（２件）	林政課
・保安林の指定の解除の予定	〃
・長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定	監理課
・工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等	〃
○長崎県建設工事一般競争入札実施要綱の一部改正	建設企画課
○長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱の一部改正	〃
・まちづくり景観資産の登録	都市政策課
・屋外広告物禁止区域等の指定	〃
・道路の区域変更（４件）	道路維持課
・道路の供用開始（３件）	〃
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会計課
◎　公　告	
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁業振興課
・県営土地改良事業計画の決定	農村整備課
・県営土地改良事業変更計画の決定	〃
・特定開発行為に関する工事完了	砂防課
・落札者等	物品管理室
◎　公安委員会規則	
○長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	交通企画課
◎　公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生活環境課
◎　監査委員公表	
・令和４年度普通会計定期監査（後期）及び財政援助団体等監査の結果の公表	監査事務局
◎　長崎県内水面漁場管理委員会指示	
・漁業法の規定に基づくコイヘルペスウイルス病まん延防止のための指示	長崎県内水面漁場管理委員会

◎　正　誤

○令和５年３月３日付け長崎県公報第11197号中　　雇用労働政策課

規　　則

建設業法に基づく許可申請書等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県規則第10号

建設業法に基づく許可申請書等に関する規則の一部を改正する規則

建設業法に基づく許可申請書等に関する規則（昭和47年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第１条　建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第５条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により許可申請書及びその添付書類を提出する者、法第11条（法第17条により準用する場合を含む。）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第８条（規則第13条により準用する場合を含む。）の規定により変更届出書を提出する者、法第12条（法第17条により準用する場合を含む。）の規定により廃業届を提出する者<u>並びに法第17条の２及び法第17条の３の規定により事業承継等に係る認可申請書を提出する者</u>は、その主たる営業所を管轄する振興局長を経由して知事に提出しなければならない。<u>ただし、電子申請システムによる申請の場合はこの限りではない。</u>	第１条　建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第５条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により許可申請書及びその添付書類を提出する者、法第11条（法第17条により準用する場合を含む。）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第８条（規則第13条により準用する場合を含む。）の規定により変更届出書を提出する者<u>並びに</u>法第12条（法第17条により準用する場合を含む。）の規定により廃業届を提出する者は、その主たる営業所を管轄する振興局長を経由して知事に提出しなければならない。
第２条　前条の規定により提出すべき書類の部数は、次のとおりとする。<u>ただし、電子申請システムによる申請の場合は正本１通のみとする。</u> ⑴～⑶　略	第２条　前条の規定により提出すべき書類の部数は、次のとおりとする。 ⑴～⑶　略

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

告　　示

長崎県告示第188号

令和５年長崎県内水面漁場管理委員会指示第１号に基づく水系の範囲等を、次のとおり定める。

なお、令和４年長崎県内水面漁場管理委員会指示第１号に基づく水系の範囲等（令和４年長崎県告示第201号）は、令和５年３月31日をもってこれを廃止する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

１　水系の範囲

⑴　船津川水系（諫早市）及びこれと連接一体をなす水面

⑵　小深井川水系及びこれと連接一体をなす水面

⑶　本明川水系及びこれと連接一体をなす水面

⑷　宮村川水系及びこれと連接一体をなす水面

⑸　佐世保川水系及びこれと連接一体をなす水面

⑹　中島川水系及びこれと連接一体をなす水面

長崎県告示第189号

海岸保全区域の区域（昭和34年長崎県告示第220号）の一部を次のように改正する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

表中長崎県松浦沿岸黒島漁港海岸北西部地区海岸の項を削る。

長崎県告示第190号

海岸保全区域の区域（昭和34年長崎県告示第220号）の一部を次のように改正する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

表中長崎県松浦沿岸船唐津漁港海岸南部地区海岸の項を削る。

長崎県告示第191号

海岸保全区域の区域（昭和34年長崎県告示第220号）の一部を次のように改正する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

表中長崎県松浦沿岸殿ノ浦漁港海岸中央地区海岸の項を削る。

長崎県告示第192号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第５条第１項の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し家畜防疫員による検査を受けることを命ずる。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

監視伝染病の種類	実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	発生の予防	県内全域	1　搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2　種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3　県内へ移入した牛で１又は２に該当するもの及び繁殖の用に供する肉用牛 4　１又は２と同一施設内で飼育している牛 5　家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和５年４月１日～令和６年３月31日	予備的抗体検出法による検査 リアルタイムＰＣＲ法による検査 ヨーニン検査 エライザ法による検査 補体結合反応検査 細菌検査
伝達性海綿状脳症	発生の予防	県内全域	1　牛 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第６条第１項に基づく届出の対象となる牛(同条第２項ただし書に該当する場合を除く） 2　めん羊及び山羊 月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊及び山羊の死体	令和５年４月１日～令和６年３月31日	エライザ法による検査 ウエスタンブロット法による検査 免疫組織化学的検査
腐蛆病	発生の予防	県内全域	実施する区域で飼養されて	令和５年４月１日～	肉眼的検査

			いる蜜蜂のうち、家畜保健衛生所長が必要と認めた蜜蜂	令和６年３月31日	細菌検査
ブルセラ症	発生の予察	県内全域	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和５年４月１日～令和６年３月31日	急速凝集反応検査エライザ法による検査
結核	発生の予察	県内全域	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和５年４月１日～令和６年３月31日	ツベルクリン検査
アカバネ病	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越夏していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和５年６月１日～11月30日	中和試験
アイノウイルス感染症	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越夏していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和５年６月１日～11月30日	中和試験
チュウザン病	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越夏していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和５年６月１日～11月30日	中和試験

長崎県告示第193号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

１　保安林予定森林の所在場所

対馬市上対馬町河内字大久保250の21

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第194号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

１　保安林予定森林の所在場所

東彼杵郡川棚町石木郷字倉本265、269、五反田郷字ノゾキ287・288・289の１（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、280、281、283の１、284、285

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

石木郷字倉本269・五反田郷字ノゾキ285（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、287、288、289の１

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び川棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第195号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

１　解除予定保安林の所在場所

五島市玉之浦町玉之浦字水垂1714の17から1714の23まで

２　保安林として指定された目的

魚つき

３　解除の理由

道路用地とするため

長崎県告示第196号

長崎県海域管理条例（平成16年長崎県条例第50号。以下「条例」という。）第７条第１項の規定に基づき長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定をしたので、同条第２項の規定により告示し、令和５年４月１日から適用する。なお、長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定（令和４年長崎県告示第205号）は、令和５年３月31日限り、その効力を失う。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

（採取禁止区域）

１　条例第７条第１項第１号に規定する条例第３条第１項第２号の行為（以下「採取行為」という。）を禁止する区域は、次に掲げるとおりとする。

⑴　陸岸からの距離が500メートル以内の区域又は水深20メートル以浅の区域

⑵　別表第１に定める海浜地の地先２キロメートル以内の区域（前号に掲げる区域を除く。）

⑶　漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第６条の３に規定する漁港漁場整備長期計画に基づき整備された漁場造成区域で別表第２、別表第３（その１）及び別表第３（その２）並びに別表第４（その１）及び別表第４（その２）に定める区域（前２号に掲げる区域を除く。）

⑷　地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項の規定に基づき指定された地すべり防止区域の地先海域で、地すべりを助長するとして別表第５に定める区域（前３号に掲げる区域を除く。）

⑸　西海国立公園及び壱岐対馬国定公園内で、自然公園法（昭和32年法律第161号）第22条第１項の規定に基づき海域公園地区に指定された区域及びその区域から１キロメートル以内の区域（前各号に掲げる区域を除く。）

（採取資格）

２　条例第７条第１項第２号に規定する採取行為を行うことができる者の資格は、次に掲げるとおりとする。

⑴　砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第３条の登録を受けていること。

⑵　長崎県内に事務所を有し、当該事務所に法第４条第１項第２号の砂利採取業務主任者を常時１人以上置いていること。

⑶　自己の責任と負担のもとに採取から販売まで一貫して行うものであること。

⑷　一般社団法人長崎県砂利協会の正会員であって、過去３年以内に長崎県内で海砂採取の実績を有する者又は同協会の賛助会員である協同組合であること。

（採取方法等）

３　条例第７条第１項第２号に規定する採取行為を行う場合の採取方法は、次に掲げるとおりとする。

⑴　１採取場における採取は１日２回以内とし、１回の操業に使用する採取船は常時１隻でなければならない。

⑵　採取は、ガット方式（ガットクレーンによる採取方式をいう。）又はポンプ方式（水中サンドポンプによる採取方式をいう。）によるものとする。

⑶　採取船の船倉から排出される汚濁水については、その拡散防止に努めなければならない。

⑷　採取の時間は、日の出から日没までの間とする。

⑸　採取した海砂の荷揚げは、原則として午後９時から午前６時までの間は行ってはならない（港湾管理者及び漁港管理者の許可並びに付近の住民の承諾を得ている場合を除く。）。

⑹　採取した海砂を他の採取船等に積み替える行為をしてはならない（工事又は陸揚げ等に係る場合であって、当該行為が必要と認められるときで、転載・沖積行為届出書（様式第１号）を知事に提出した場合を除く。）。

⑺　採取船は、作業中は土石採取許可書の写しを携行するとともに、ブリッジ両側に標識（大きさ90センチメートル×180センチメートル以上とする。）を掲げて、採取中であることを明確にしなければならない。

⑻　採取船は、位置確認のためのＧＰＳ（人工衛星からの電波を利用した位置測定装置をいう。以下同じ。）及び同記録装置（ＧＰＳで測定した位置を記録する装置をいう。）を装備しなければならない。

⑼　採取船は、採取量の記録を行うために、採取ポンプ稼働記録装置（水中サンドポンプの稼働状況を記録する装置をいう。）を装備しなければならない。

（採取限度量）

４　条例第７条第１項第３号に規定する各年度の採取限度量は、次のとおりとする。

令和５年度　250万立方メートル

別表第１

（海浜地）

番号	海浜地名	所在市町村名	関係地方機関
1	柿泊白浜弁天海浜地	長　崎　市	長崎振興局長崎港湾漁港事務所
2	福田遊園地海浜地	〃	
3	網場の脇海浜地	〃	
4	立石海浜地	〃	
5	宮摺海浜地	〃	
6	川原海浜地	〃	
7	岳路海浜地	〃	
8	黒浜海浜地	〃	
9	以下宿海浜地	〃	
10	高浜海浜地	〃	
11	田の子海浜地	〃	
12	野母郷の内沿岸海浜地	〃	
13	脇岬海浜地	〃	
14	里平海浜地	〃	
15	白浜海浜地	〃	
16	長浜海浜地	雲　仙　市	島原振興局
17	千々石海浜地	〃	
18	大浜海浜地	〃	
19	野田浜海浜地	南島原市	
20	前浜海浜地	〃	
21	白浜海浜地	〃	
22	鹿子前海浜地	佐世保市	
23	白浜海浜地	〃	

24	大浜海浜地	〃	県北振興局
25	スゲ浜海浜地	〃	
26	汐出海浜地	〃	
27	鹿町海浜地	〃	
28	明ノ川内海浜地	平　戸　市	
29	根獅子海浜地	〃	
30	飯良海浜地	〃	
31	前津吉海浜地	〃	
32	田の浦海浜地	〃	
33	下中野海浜地	〃	
34	大川原海浜地	〃	
35	一六海浜地	〃	
36	千里ヶ浜海浜地	〃	
37	宝の浜海浜地	松　浦　市	
38	大崎海浜地	〃	
39	初崎海浜地	〃	
40	土谷海浜地	〃	
41	浅谷海浜地	〃	
42	柳海浜地	西　海　市	
43	雪浦海浜地	〃	
44	尻久砂里浜海浜地	〃	
45	彼杵海浜地	東彼杵町	
46	大崎海浜地	川　棚　町	
47	白浜海浜地	小値賀町	
48	柿ノ浜海浜地	〃	
49	船瀬海浜地	〃	
50	野首海浜地	〃	
51	大浜・香珠子海浜地	五　島　市	五島振興局
52	六方海浜地	〃	
53	白良ヶ浜海浜地	〃	
54	高浜・頓泊海浜地	〃	
55	蛤浜海浜地	新上五島町	五島振興局上五島支所
56	白浜海浜地	〃	
57	小串海浜地	〃	
58	船崎海浜地	〃	
59	三本松海浜地	〃	
60	堤海浜地	〃	
61	高井旅海浜地	〃	
62	後浜串海浜地	〃	
63	塩樽海浜地	壱　岐　市	壱岐振興局
64	大島海浜地	〃	
65	辰ノ島海浜地	〃	
66	串山海浜地	〃	
67	天ヶ原海浜地	〃	
68	清石浜海浜地	〃	
69	筒城浜海浜地	〃	

70	大浜海浜地	〃	
71	錦浜海浜地	〃	
72	井口浜海浜地	対　馬　市	対馬振興局
73	三宇田海浜地	〃	
74	茂木海浜地	〃	
75	鰐浦海浜地	〃	
76	太田浦海浜地	〃	
77	黒島海浜地	〃	

（注）区域を示す図面については、土木部監理課及び関係地方機関において縦覧する。

別表第２

下表に示す大型魚礁造成区域の中心点から500メートル以内の区域

設置年度	海　域	中　心　点　位　置	
昭和52年度	長崎北	北緯：33°34.195′	東経：129°29.865′
〃	〃	北緯：33°09.800′	東経：129°10.200′
昭和53年度	〃	北緯：33°35.845′	東経：129°37.314′
〃	〃	北緯：33°09.800′	東経：129°09.500′
昭和54年度	〃	北緯：33°20.196′	東経：129°15.367′
〃	〃	北緯：33°07.498′	東経：129°21.467′
昭和55年度	〃	北緯：33°17.197′	東経：129°20.867′
〃	〃	北緯：33°19.996′	東経：129°14.967′
昭和56年度	〃	北緯：33°28.803′	東経：129°27.616′
〃	〃	北緯：33°16.090′	東経：128°58.686′
昭和57年度	〃	北緯：33°35.442′	東経：129°39.654′
〃	〃	北緯：33°10.072′	東経：129°28.062′
昭和58年度	〃	北緯：33°17.087′	東経：129°20.583′
〃	〃	北緯：33°16.208′	東経：128°58.415′
昭和59年度	〃	北緯：33°30.259′	東経：129°12.053′
〃	〃	北緯：33°10.192′	東経：129°15.366′
〃	〃	北緯：33°15.780′	東経：128°48.640′
昭和60年度	〃	北緯：33°26.098′	東経：129°28.294′
〃	〃	北緯：33°25.809′	東経：129°15.908′
〃	〃	北緯：33°10.196′	東経：129°27.694′
昭和61年度	〃	北緯：33°06.792′	東経：129°22.032′
〃	〃	北緯：33°29.068′	東経：129°27.719′
昭和62年度	〃	北緯：33°28.496′	東経：129°28.065′
〃	〃	北緯：33°06.998′	東経：129°21.867′
昭和63年度	〃	北緯：33°16.477′	東経：129°21.097′
〃	〃	北緯：33°26.150′	東経：129°10.300′
〃	〃	北緯：33°25.896′	東経：129°28.466′
〃	〃	北緯：33°35.595′	東経：129°38.665′
平成元年度	〃	北緯：33°25.810′	東経：129°28.820′
〃	〃	北緯：33°26.395′	東経：129°10.767′
〃	〃	北緯：33°16.320′	東経：129°20.620′
〃	〃	北緯：33°29.360′	東経：129°43.240′
平成２年度	〃	北緯：33°27.516′	東経：129°30.365′
〃	〃	北緯：33°19.976′	東経：129°25.306′
〃	〃	北緯：33°17.260′	東経：129°00.530′
〃	〃	北緯：33°09.808′	東経：129°27.866′

〃	〃	北緯：33°　29.496′	東経：129°　43.624′
平成３年度	〃	北緯：33°　35.971′	東経：129°　36.021′
〃	〃	北緯：33°　27.930′	東経：129°　28.652′
〃	〃	北緯：33°　18.246′	東経：129°　14.067′
〃	〃	北緯：33°　09.864′	東経：129°　27.266′
〃	〃	北緯：33°　16.996′	東経：129°　01.318′
平成４年度	〃	北緯：33°　06.806′	東経：129°　21.488′
〃	〃	北緯：33°　29.247′	東経：129°　43.959′
〃	〃	北緯：33°　24.533′	東経：129°　29.379′
〃	〃	北緯：33°　26.019′	東経：129°　14.787′
〃	〃	北緯：33°　11.594′	東経：129°　10.212′
平成５年度	〃	北緯：33°　12.314′	東経：129°　09.651′
〃	〃	北緯：33°　29.079′	東経：129°　43.631′
〃	〃	北緯：33°　16.692′	東経：129°　16.327′
〃	〃	北緯：33°　30.428′	東経：129°　30.365′
〃	〃	北緯：33°　08.048′	東経：129°　26.044′
平成６年度	〃	北緯：33°　10.567′	東経：129°　30.136′
〃	〃	北緯：33°　17.626′	東経：129°　15.647′
〃	〃	北緯：33°　27.056′	東経：129°　34.275′
〃	〃	北緯：33°　27.515′	東経：129°　24.816′
〃	〃	北緯：33°　14.827′	東経：129°　09.068′
平成７年度	〃	北緯：33°　07.865′	東経：129°　34.432′
〃	〃	北緯：33°　19.616′	東経：129°　24.196′
〃	〃	北緯：33°　10.157′	東経：129°　13.717′
〃	〃	北緯：33°　26.590′	東経：129°　38.161′
〃	〃	北緯：33°　14.346′	東経：129°　59.688′
〃	〃	北緯：33°　15.317′	東経：129°　09.797′
〃	〃	北緯：33°　27.580′	東経：129°　25.137′
〃	〃	北緯：33°　07.420′	東経：129°　24.841′
平成８年度	〃	北緯：33°　13.157′	東経：129°　10.217′
〃	〃	北緯：33°　30.085′	東経：129°　44.265′
〃	〃	北緯：33°　28.156′	東経：129°　35.403′
〃	〃	北緯：33°　17.777′	東経：129°　23.676′
〃	〃	北緯：33°　07.578′	東経：129°　34.095′
平成９年度	〃	北緯：33°　26.648′	東経：129°　29.562′
〃	〃	北緯：33°　30.412′	東経：129°　42.184′
〃	〃	北緯：33°　13.610′	東経：129°　09.976′
〃	〃	北緯：33°　27.690′	東経：129°　34.547′
〃	〃	北緯：33°　09.358′	東経：129°　28.928′
平成10年度	〃	北緯：33°　13.131′	東経：129°　10.159′
〃	〃	北緯：33°　24.321′	東経：129°　34.916′
〃	〃	北緯：33°　27.877′	東経：129°　27.774′
〃	〃	北緯：33°　17.417′	東経：129°　23.186′
〃	〃	北緯：33°　07.618′	東経：129°　34.685′
〃	〃	北緯：33°　10.727′	東経：128°　50.739′
〃	〃	北緯：33°　06.944′	東経：129°　25.017′
〃	〃	北緯：33°　30.373′	東経：129°　42.505′
〃	〃	北緯：33°　17.106′	東経：129°　16.620′
平成11年度	〃	北緯：33°　10.805′	東経：128°　49.429′

〃	〃	北緯：33°　29.991′	東経：129°　42.101′
〃	〃	北緯：33°　27.157′	東経：129°　29.620′
〃	〃	北緯：33°　14.927′	東経：129°　21.326′
〃	〃	北緯：33°　10.967′	東経：129°　28.182′
〃	〃	北緯：33°　16.767′	東経：129°　01.772′
〃	〃	北緯：33°　25.456′	東経：129°　37.505′
〃	〃	北緯：33°　18.119′	東経：129°　17.222′
平成12年度	〃	北緯：33°　28.915′	東経：129°　36.154′
〃	〃	北緯：33°　07.309′	東経：129°　26.096′
〃	〃	北緯：33°　27.751′	東経：129°　25.290′
〃	〃	北緯：33°　14.936′	東経：129°　23.023′
〃	〃	北緯：33°　10.482′	東経：128°　51.801′
〃	〃	北緯：33°　09.624′	東経：128°　51.244′
〃	〃	北緯：33°　20.852′	東経：129°　15.856′
平成13年度	〃	北緯：33°　17.384′	東経：129°　23.488′
〃	〃	北緯：33°　29.704′	東経：129°　29.237′
〃	〃	北緯：33°　06.905′	東経：129°　19.132′
〃	〃	北緯：33°　33.838′	東経：129°　37.830′
〃	〃	北緯：33°　14.817′	東経：129°　09.467′
平成14年度	〃	北緯：33°　33.550′	東経：128°　37.955′
〃	〃	北緯：33°　25.546′	東経：129°　28.665′
〃	〃	北緯：33°　17.031′	東経：129°　18.026′
〃	〃	北緯：33°　06.644′	東経：129°　19.362′
〃	〃	北緯：33°　09.538′	東経：128°　47.829′
平成15年度	〃	北緯：33°　33.696′	東経：129°　37.837′
〃	〃	北緯：33°　27.739′	東経：129°　27.352′
〃	〃	北緯：33°　16.191′	東経：129°　20.809′
〃	〃	北緯：33°　18.556′	東経：129°　17.442′
〃	〃	北緯：33°　09.214′	東経：128°　46.737′
平成16年度	〃	北緯：33°　34.240′	東経：129°　39.364′
〃	〃	北緯：33°　33.511′	東経：129°　40.198′
〃	〃	北緯：33°　06.139′	東経：129°　15.782′
〃	〃	北緯：33°　13.730′	東経：129°　19.397′
〃	〃	北緯：33°　35.595′	東経：129°　41.564′
平成17年度	〃	北緯：33°　37.195′	東経：129°　41.364′
〃	〃	北緯：33°　37.195′	東経：129°　38.864′
平成18年度	〃	北緯：33°　33.200′	東経：129°　39.860′
〃	〃	北緯：33°　14.500′	東経：129°　09.672′
〃	〃	北緯：33°　35.200′	東経：129°　36.860′
平成19年度	〃	北緯：33°　15.994′	東経：129°　22.026′
〃	〃	北緯：33°　26.511′	東経：129°　40.481′
〃	〃	北緯：33°　33.453′	東経：129°　35.791′
〃	〃	北緯：33°　15.118′	東経：129°　44.457′
〃	〃	北緯：33°　15.309′	東経：129°　44.685′
〃	〃	北緯：33°　14.927′	東経：129°　44.685′
〃	〃	北緯：33°　14.927′	東経：129°　44.229′
〃	〃	北緯：33°　15.309′	東経：129°　44.228′
平成20年度	〃	北緯：33°　27.079′	東経：129°　40.358′
〃	〃	北緯：33°　15.994′	東経：129°　22.356′

〃	〃	北緯：33°　08.480′	東経：129°　00.240′
〃	〃	北緯：33°　15.527′	東経：128°　44.921′
平成21年度	〃	北緯：33°　16.048′	東経：129°　17.233′
〃	〃	北緯：33°　15.442′	東経：129°　18.936′
〃	〃	北緯：33°　14.716′	東経：128°　43.950′
〃	〃	北緯：33°　15.533′	東経：128°　43.960′
〃	〃	北緯：33°　14.638′	東経：128°　44.900′
〃	〃	北緯：33°　09.450′	東経：128°　58.254′
〃	〃	北緯：33°　14.800′	東経：129°　10.150′
〃	〃	北緯：33°　13.982′	東経：129°　20.017′
〃	〃	北緯：33°　13.988′	東経：129°　21.928′
〃	〃	北緯：33°　15.628′	東経：129°　20.704′
〃	〃	北緯：33°　10.439′	東経：129°　14.040′
〃	〃	北緯：33°　14.524′	東経：129°　16.667′
平成22年度	〃	北緯：33°　15.454′	東経：129°　21.494′
〃	〃	北緯：33°　13.791′	東経：129°　21.022′
〃	〃	北緯：33°　15.654′	東経：129°　23.093′
〃	〃	北緯：33°　15.387′	東経：129°　22.861′
〃	〃	北緯：33°　13.048′	東経：129°　13.280′
〃	〃	北緯：33°　12.697′	東経：129°　13.360′
平成23年度	〃	北緯：33°　21.822′	東経：129°　17.134′
〃	〃	北緯：33°　21.461′	東経：129°　17.107′
〃	〃	北緯：33°　21.146′	東経：129°　17.093′
〃	〃	北緯：33°　20.774′	東経：129°　17.080′
平成24年度	〃	北緯：33°　36.911′	東経：129°　40.614′
〃	〃	北緯：33°　36.990′	東経：129°　39.562′
〃	〃	北緯：33°　26.852′	東経：129°　40.750′
〃	〃	北緯：33°　25.195′	東経：129°　23.716′
〃	〃	北緯：33°　20.520′	東経：129°　15.629′
〃	〃	北緯：33°　20.199′	東経：129°　15.402′
平成26年度	〃	北緯：33°　16.196′	東経：128°　50.869′
〃	〃	北緯：33°　15.196′	東経：128°　50.535′
〃	〃	北緯：33°　14.196′	東経：128°　50.202′
〃	〃	北緯：33°　13.197′	東経：128°　49.869′
〃	〃	北緯：33°　12.197′	東経：128°　49.535′
〃	〃	北緯：33°　34.797′	東経：129°　40.364′
〃	〃	北緯：33°　34.696′	東経：129°　36.164′
平成29年度	〃	北緯：33°　25.997′	東経：129°　37.864′
〃	〃	北緯：33°　32.447′	東経：129°　38.864′
令和元年度	〃	北緯：33°　28.597′	東経：129°　40.864′
〃	〃	北緯：33°　29.397′	東経：129°　41.463′
昭和52年度	長崎南	北緯：32°　45.824′	東経：129°　41.634′
〃	〃	北緯：32°　27.444′	東経：129°　40.051′
昭和53年度	〃	北緯：32°　39.636′	東経：129°　41.055′
〃	〃	北緯：32°　39.042′	東経：129°　00.456′
〃	〃	北緯：32°　38.189′	東経：130°　18.751′
昭和54年度	〃	北緯：32°　31.870′	東経：129°　47.147′
〃	〃	北緯：32°　38.754′	東経：130°　05.334′
昭和55年度	〃	北緯：32°　51.705′	東経：129°　31.082′

〃	〃	北緯：32°　43.490′	東経：130°　22.683′
昭和56年度	〃	北緯：32°　45.715′	東経：129°　41.689′
昭和57年度	〃	北緯：32°　38.574′	東経：130°　00.300′
〃	〃	北緯：32°　56.853′	東経：129°　28.939′
〃	〃	北緯：32°　38.149′	東経：130°　19.041′
昭和58年度	〃	北緯：32°　38.324′	東経：130°　00.446′
〃	〃	北緯：32°　40.146′	東経：129°　27.394′
〃	〃	北緯：32°　40.269′	東経：129°　27.099′
〃	〃	北緯：32°　40.424′	東経：129°　26.726′
〃	〃	北緯：32°　40.575′	東経：129°　26.389′
〃	〃	北緯：32°　40.640′	東経：129°　26.202′
〃	〃	北緯：32°　40.661′	東経：129°　26.662′
〃	〃	北緯：32°　40.610′	東経：129°　26.922′
〃	〃	北緯：32°　40.494′	東経：129°　27.220′
〃	〃	北緯：32°　38.153′	東経：129°　32.333′
〃	〃	北緯：32°　38.390′	東経：129°　32.903′
〃	〃	北緯：32°　38.578′	東経：129°　32.590′
〃	〃	北緯：32°　38.677′	東経：129°　32.207′
〃	〃	北緯：32°　39.504′	東経：129°　32.017′
〃	〃	北緯：32°　39.364′	東経：129°　32.327′
〃	〃	北緯：32°　38.193′	東経：129°　32.618′
〃	〃	北緯：32°　39.023′	東経：129°　32.919′
〃	〃	北緯：32°　38.921′	東経：129°　33.317′
昭和59年度	〃	北緯：32°　46.057′	東経：129°　41.412′
〃	〃	北緯：32°　42.733′	東経：130°　22.176′
昭和60年度	〃	北緯：32°　56.663′	東経：129°　29.595′
〃	〃	北緯：32°　35.632′	東経：129°　40.105′
〃	〃	北緯：32°　35.718′	東経：129°　39.680′
〃	〃	北緯：32°　35.856′	東経：129°　39.407′
〃	〃	北緯：32°　35.963′	東経：129°　38.933′
〃	〃	北緯：32°　36.119′	東経：129°　39.266′
〃	〃	北緯：32°　36.012′	東経：129°　39.680′
〃	〃	北緯：32°　35.892′	東経：129°　40.057′
〃	〃	北緯：32°　40.657′	東経：130°　05.032′
〃	〃	北緯：32°　47.580′	東経：130°　24.034′
昭和61年度	〃	北緯：32°　40.685′	東経：130°　05.125′
〃	〃	北緯：32°　54.665′	東経：129°　51.804′
〃	〃	北緯：32°　48.683′	東経：130°　22.951′
昭和62年度	〃	北緯：32°　37.791′	東経：130°　16.381′
〃	〃	北緯：33°　01.115′	東経：129°　49.058′
〃	〃	北緯：32°　39.847′	東経：129°　42.356′
〃	〃	北緯：32°　38.439′	東経：129°　36.467′
〃	〃	北緯：32°　38.091′	東経：129°　40.579′
昭和63年度	〃	北緯：32°　37.459′	東経：130°　16.366′
〃	〃	北緯：32°　38.861′	東経：130°　00.325′
平成元年度	〃	北緯：32°　39.331′	東経：129°　42.265′
〃	〃	北緯：32°　45.780′	東経：129°　40.965′
〃	〃	北緯：32°　53.579′	東経：129°　31.786′
〃	〃	北緯：32°　56.199′	東経：129°　29.326′

〃	〃	北緯：33°　00.120′	東経：129°　53.620′
平成２年度	〃	北緯：32°　37.700′	東経：130°　16.680′
〃	〃	北緯：32°　35.702′	東経：129°　40.866′
〃	〃	北緯：32°　36.091′	東経：129°　29.947′
〃	〃	北緯：32°　46.750′	東経：129°　45.120′
平成３年度	〃	北緯：32°　40.732′	東経：130°　05.033′
〃	〃	北緯：32°　54.030′	東経：129°　51.274′
〃	〃	北緯：32°　55.809′	東経：129°　29.786′
〃	〃	北緯：32°　32.162′	東経：129°　47.025′
平成４年度	〃	北緯：32°　32.454′	東経：129°　47.958′
〃	〃	北緯：32°　49.392′	東経：129°　35.652′
〃	〃	北緯：32°　47.819′	東経：130°　24.096′
〃	〃	北緯：32°　39.927′	東経：130°　07.716′
平成５年度	〃	北緯：32°　47.034′	東経：130°　23.895′
〃	〃	北緯：32°　37.011′	東経：130°　07.289′
〃	〃	北緯：33°　01.156′	東経：129°　49.251′
〃	〃	北緯：32°　49.520′	東経：129°　36.086′
平成６年度	〃	北緯：32°　48.831′	東経：130°　23.321′
〃	〃	北緯：32°　36.772′	東経：130°　07.613′
〃	〃	北緯：32°　55.059′	東経：129°　22.137′
平成７年度	〃	北緯：32°　48.831′	東経：130°　23.061′
〃	〃	北緯：32°　35.062′	東経：130°　12.663′
〃	〃	北緯：32°　32.352′	東経：129°　47.515′
〃	〃	北緯：32°　58.739′	東経：129°　35.576′
〃	〃	北緯：32°　52.264′	東経：130°　21.307′
平成８年度	〃	北緯：32°　46.041′	東経：130°　24.222′
〃	〃	北緯：32°　34.902′	東経：130°　12.793′
〃	〃	北緯：32°　55.049′	東経：129°　22.797′
〃	〃	北緯：32°　39.511′	東経：129°　38.826′
平成９年度	〃	北緯：32°　40.402′	東経：130°　05.313′
〃	〃	北緯：32°　45.551′	東経：129°　40.095′
〃	〃	北緯：32°　42.972′	東経：130°　23.162′
〃	〃	北緯：32°　34.812′	東経：130°　12.623′
平成10年度	〃	北緯：32°　44.071′	東経：129°　42.999′
〃	〃	北緯：33°　01.249′	東経：129°　54.044′
〃	〃	北緯：32°　46.263′	東経：130°　24.220′
〃	〃	北緯：32°　34.917′	東経：130°　13.106′
〃	〃	北緯：32°　43.930′	東経：129°　43.304′
〃	〃	北緯：32°　31.605′	東経：129°　45.570′
平成11年度	〃	北緯：32°　54.996′	東経：129°　23.242′
〃	〃	北緯：32°　33.282′	東経：129°　42.605′
〃	〃	北緯：32°　46.116′	東経：130°　24.271′
〃	〃	北緯：32°　34.772′	東経：130°　11.763′
〃	〃	北緯：32°　35.211′	東経：129°　42.916′
平成12年度	〃	北緯：32°　55.196′	東経：129°　30.389′
〃	〃	北緯：32°　38.841′	東経：129°　42.545′
〃	〃	北緯：32°　45.322′	東経：130°　24.001′
〃	〃	北緯：32°　38.972′	東経：130°　05.923′
〃	〃	北緯：32°　40.247′	東経：129°　40.360′

平成13年度	〃	北緯：32°　50.185′	東経：129°　18.239′
〃	〃	北緯：32°　31.212′	東経：129°　45.631′
〃	〃	北緯：33°　00.924′	東経：129°　49.270′
〃	〃	北緯：32°　36.557′	東経：130°　07.713′
〃	〃	北緯：32°　37.805′	東経：130°　16.716′
平成14年度	〃	北緯：32°　58.558′	東経：129°　35.880′
〃	〃	北緯：32°　31.651′	東経：129°　46.469′
〃	〃	北緯：32°　54.166′	東経：129°　51.630′
〃	〃	北緯：32°　36.579′	東経：130°　07.331′
〃	〃	北緯：32°　53.321′	東経：130°　18.884′
平成15年度	〃	北緯：32°　33.413′	東経：129°　42.235′
〃	〃	北緯：32°　36.284′	東経：130°　08.759′
〃	〃	北緯：32°　37.730′	東経：130°　16.693′
〃	〃	北緯：33°　01.099′	東経：129°　49.260′
平成16年度	〃	北緯：32°　32.164′	東経：129°　47.692′
〃	〃	北緯：32°　45.529′	東経：129°　40.827′
〃	〃	北緯：33°　00.672′	東経：129°　49.398′
平成17年度	〃	北緯：32°　40.538′	東経：130°　05.167′
〃	〃	北緯：32°　43.513′	東経：129°　58.479′
〃	〃	北緯：33°　01.422′	東経：129°　49.432′
平成18年度	〃	北緯：32°　37.840′	東経：130°　16.910′
〃	〃	北緯：32°　38.710′	東経：130°　00.550′
〃	〃	北緯：32°　31.640′	東経：129°　42.750′
〃	〃	北緯：33°　01.330′	東経：129°　49.290′
〃	〃	北緯：32°　34.000′	東経：129°　49.600′
〃	〃	北緯：32°　58.830′	東経：129°　34.860′
〃	〃	北緯：32°　43.640′	東経：129°　58.750′
〃	〃	北緯：32°　32.720′	東経：129°　47.970′
平成19年度	〃	北緯：32°　36.412′	東経：129°　31.947′
〃	〃	北緯：32°　31.334′	東経：129°　42.625′
〃	〃	北緯：32°　43.203′	東経：129°　58.370′
〃	〃	北緯：32°　38.303′	東経：130°　00.062′
〃	〃	北緯：32°　37.102′	東経：130°　06.663′
〃	〃	北緯：32°　37.686′	東経：130°　16.919′
〃	〃	北緯：32°　54.462′	東経：129°　51.474′
〃	〃	北緯：32°　57.500′	東経：129°　30.000′
平成20年度	〃	北緯：32°　53.000′	東経：129°　17.500′
〃	〃	北緯：32°　53.397′	東経：130°　18.837′
〃	〃	北緯：32°　39.383′	東経：130°　00.917′
〃	〃	北緯：32°　43.793′	東経：129°　58.777′
〃	〃	北緯：32°　28.616′	東経：129°　45.874′
〃	〃	北緯：32°　28.482′	東経：129°　46.153′
〃	〃	北緯：32°　28.212′	東経：129°　46.151′
〃	〃	北緯：32°　28.081′	東経：129°　45.872′
〃	〃	北緯：32°　28.213′	東経：129°　45.589′
〃	〃	北緯：32°　28.485′	東経：129°　45.584′
平成21年度	〃	北緯：33°　01.250′	東経：129°　49.083′
〃	〃	北緯：32°　54.373′	東経：129°　50.990′
〃	〃	北緯：32°　36.809′	東経：130°　06.938′

〃	〃	北緯：32°　40.423′	東経：130°　05.184′
〃	〃	北緯：32°　28.033′	東経：129°　45.467′
〃	〃	北緯：32°　57.833′	東経：129°　29.483′
〃	〃	北緯：32°　28.301′	東経：129°　45.040′
〃	〃	北緯：32°　28.307′	東経：129°　46.819′
平成22年度	〃	北緯：32°　58.731′	東経：129°　32.504′
〃	〃	北緯：32°　56.962′	東経：129°　33.185′
〃	〃	北緯：32°　56.200′	東経：129°　33.887′
〃	〃	北緯：32°　54.009′	東経：129°　23.551′
〃	〃	北緯：32°　39.614′	東経：129°　01.866′
〃	〃	北緯：32°　43.967′	東経：129°　59.100′
〃	〃	北緯：33°　01.003′	東経：129°　49.142′
〃	〃	北緯：32°　37.923′	東経：130°　16.408′
平成23年度	〃	北緯：32°　28.057′	東経：129°　46.445′
〃	〃	北緯：32°　54.009′	東経：129°　23.551′
〃	〃	北緯：32°　54.000′	東経：129°　24.000′
〃	〃	北緯：32°　54.363′	東経：129°　51.956′
〃	〃	北緯：32°　44.109′	東経：129°　59.455′
〃	〃	北緯：32°　44.269′	東経：129°　59.796′
〃	〃	北緯：32°　40.000′	東経：130°　01.000′
平成24年度	〃	北緯：32°　30.732′	東経：129°　35.356′
〃	〃	北緯：32°　30.642′	東経：129°　34.357′
〃	〃	北緯：32°　55.747′	東経：129°　34.423′
〃	〃	北緯：32°　45.743′	東経：130°　05.731′
〃	〃	北緯：32°　37.481′	東経：130°　06.980′
〃	〃	北緯：32°　49.058′	東経：129°　39.261′
〃	〃	北緯：33°　00.435′	東経：129°　36.400′
〃	〃	北緯：33°　02.563′	東経：129°　46.662′
〃	〃	北緯：32°　39.028′	東経：130°　01.145′
〃	〃	北緯：32°　30.209′	東経：129°　27.195′
平成25年度	〃	北緯：32°　58.800′	東経：129°　33.946′
〃	〃	北緯：32°　55.033′	東経：129°　35.571′
〃	〃	北緯：32°　30.033′	東経：129°　34.789′
〃	〃	北緯：32°　45.842′	東経：130°　06.184′
〃	〃	北緯：32°　43.325′	東経：130°　07.445′
〃	〃	北緯：32°　37.416′	東経：129°　07.627′
〃	〃	北緯：33°　02.816′	東経：129°　47.698′
平成26年度	〃	北緯：32°　58.476′	東経：129°　33.946′
〃	〃	北緯：32°　37.535′	東経：129°　31.758′
〃	〃	北緯：32°　43.325′	東経：130°　07.830′
〃	〃	北緯：32°　36.010′	東経：130°　08.199′
平成27年度	〃	北緯：32°　53.149′	東経：129°　30.000′
〃	〃	北緯：32°　51.206′	東経：129°　34.231′
〃	〃	北緯：32°　45.949′	東経：129°　45.447′
〃	〃	北緯：32°　42.069′	東経：129°　42.151′
平成29年度	〃	北緯：32°　54.950′	東経：129°　29.976′
〃	〃	北緯：33°　01.410′	東経：129°　48.256′
〃	〃	北緯：32°　43.590′	東経：130°　07.220′
〃	〃	北緯：32°　36.220′	東経：130°　07.900′

〃	〃	北緯：32°　45.180′	東経：129°　45.613′
平成30年度	〃	北緯：32°　56.667′	東経：129°　53.900′
〃	〃	北緯：32°　38.574′	東経：130°　00.300′
〃	〃	北緯：32°　45.642′	東経：130°　05.283′
〃	〃	北緯：32°　42.500′	東経：129°　45.033′
〃	〃	北緯：32°　50.075′	東経：129°　36.167′
令和元年度	〃	北緯：32°　58.466′	東経：129°　32.916′
〃	〃	北緯：33°　00.516′	東経：129°　37.200′
〃	〃	北緯：32°　43.650′	東経：130°　07.880′
〃	〃	北緯：33°　02.773′	東経：129°　47.046′
〃	〃	北緯：33°　02.472′	東経：129°　48.146′
〃	〃	北緯：32°　47.283′	東経：129°　44.100′
〃	〃	北緯：32°　45.058′	東経：129°　46.533′
〃	〃	北緯：32°　57.033′	東経：129°　34.698′
〃	〃	北緯：32°　40.233′	東経：129°　43.966′
令和２年度	〃	北緯：32°　57.500′	東経：129°　53.900′
〃	〃	北緯：32°　56.200′	東経：129°　34.698′
〃	〃	北緯：33°　00.587′	東経：129°　37.109′
〃	〃	北緯：33°　01.596′	東経：129°　32.480′
〃	〃	北緯：32°　42.202′	東経：129°　43.865′
令和３年度	〃	北緯：32°　43.849′	東経：130°　11.333′
〃	〃	北緯：32°　44.176′	東経：130°　10.328′
昭和51年度	五　島	北緯：32°　48.553′	東経：128°　42.370′
昭和52年度	〃	北緯：32°　53.864′	東経：129°　10.142′
昭和53年度	〃	北緯：32°　55.458′	東経：128°　50.376′
昭和54年度	〃	北緯：33°　02.668′	東経：129°　07.895′
〃	〃	北緯：32°　55.395′	東経：128°　50.479′
昭和55年度	〃	北緯：32°　53.106′	東経：129°　10.101′
〃	〃	北緯：32°　32.658′	東経：128°　50.127′
昭和56年度	〃	北緯：32°　53.287′	東経：129°　10.093′
〃	〃	北緯：32°　32.493′	東経：128°　49.565′
昭和57年度	〃	北緯：32°　54.247′	東経：129°　10.708′
〃	〃	北緯：32°　33.252′	東経：128°　43.963′
昭和58年度	〃	北緯：33°　03.764′	東経：129°　09.046′
〃	〃	北緯：32°　33.313′	東経：128°　44.552′
昭和59年度	〃	北緯：32°　53.440′	東経：129°　10.885′
〃	〃	北緯：32°　45.057′	東経：129°　14.458′
〃	〃	北緯：32°　44.941′	東経：129°　14.823′
〃	〃	北緯：32°　44.823′	東経：129°　15.154′
〃	〃	北緯：32°　44.892′	東経：129°　14.219′
〃	〃	北緯：32°　44.731′	東経：129°　14.523′
〃	〃	北緯：32°　44.612′	東経：129°　14.857′
〃	〃	北緯：32°　44.500′	東経：129°　15.235′
昭和60年度	〃	北緯：32°　43.907′	東経：129°　19.117′
〃	〃	北緯：32°　43.757′	東経：129°　19.395′
〃	〃	北緯：32°　43.765′	東経：129°　19.660′
〃	〃	北緯：32°　43.819′	東経：129°　18.575′
〃	〃	北緯：32°　43.740′	東経：129°　19.144′
〃	〃	北緯：32°　43.562′	東経：129°　19.280′

〃	〃	北緯：32°　43.377′	東経：129°　19.564′
〃	〃	北緯：32°　54.562′	東経：128°　52.742′
昭和61年度	〃	北緯：32°　38.031′	東経：128°　56.686′
〃	〃	北緯：33°　02.240′	東経：129°　08.185′
〃	〃	北緯：32°　54.592′	東経：128°　52.118′
〃	〃	北緯：32°　38.133′	東経：128°　35.196′
昭和62年度	〃	北緯：32°　38.110′	東経：128°　57.139′
〃	〃	北緯：32°　48.452′	東経：129°　02.449′
〃	〃	北緯：32°　55.011′	東経：128°　51.670′
〃	〃	北緯：33°　01.588′	東経：129°　08.070′
昭和63年度	〃	北緯：32°　40.046′	東経：129°　15.598′
〃	〃	北緯：33°　03.445′	東経：129°　07.448′
〃	〃	北緯：33°　03.178′	東経：129°　01.897′
〃	〃	北緯：32°　38.131′	東経：128°　35.221′
平成元年度	〃	北緯：33°　03.886′	東経：129°　00.325′
〃	〃	北緯：32°　38.383′	東経：128°　57.286′
〃	〃	北緯：32°　37.965′	東経：128°　35.400′
平成２年度	〃	北緯：33°　02.904′	東経：129°　07.685′
〃	〃	北緯：32°　48.336′	東経：129°　01.697′
〃	〃	北緯：32°　33.463′	東経：128°　44.561′
平成３年度	〃	北緯：32°　33.386′	東経：128°　46.401′
〃	〃	北緯：32°　49.568′	東経：128°　46.404′
〃	〃	北緯：32°　48.130′	東経：129°　01.299′
平成４年度	〃	北緯：32°　41.650′	東経：128°　55.610′
〃	〃	北緯：32°　34.544′	東経：128°　50.750′
〃	〃	北緯：32°　48.843′	東経：128°　57.884′
平成５年度	〃	北緯：32°　49.116′	東経：128°　58.786′
〃	〃	北緯：32°　34.821′	東経：128°　50.710′
〃	〃	北緯：32°　41.800′	東経：128°　55.260′
平成６年度	〃	北緯：32°　54.616′	東経：129°　08.335′
〃	〃	北緯：32°　55.569′	東経：128°　55.709′
〃	〃	北緯：32°　48.499′	東経：128°　41.461′
平成７年度	〃	北緯：32°　55.098′	東経：129°　08.638′
〃	〃	北緯：32°　55.719′	東経：128°　55.749′
〃	〃	北緯：32°　48.459′	東経：128°　47.420′
〃	〃	北緯：32°　51.199′	東経：129°　07.948′
平成８年度	〃	北緯：32°　48.249′	東経：128°　41.911′
〃	〃	北緯：32°　54.739′	東経：129°　08.708′
〃	〃	北緯：32°　56.049′	東経：128°　55.949′
平成９年度	〃	北緯：32°　49.336′	東経：128°　46.723′
〃	〃	北緯：32°　54.889′	東経：129°　08.248′
〃	〃	北緯：32°　56.109′	東経：128°　56.314′
平成10年度	〃	北緯：32°　49.529′	東経：129°　06.798′
〃	〃	北緯：32°　56.349′	東経：128°　56.649′
〃	〃	北緯：32°　49.431′	東経：128°　46.196′
〃	〃	北緯：32°　49.489′	東経：129°　00.729′
〃	〃	北緯：32°　48.509′	東経：128°　43.371′
〃	〃	北緯：32°　33.741′	東経：128°　44.511′
平成11年度	〃	北緯：32°　49.539′	東経：129°　06.747′

〃	〃	北緯：32°　56.202′	東経：128°　57.049′
〃	〃	北緯：32°　49.666′	東経：128°　45.724′
〃	〃	北緯：32°　49.639′	東経：129°　00.459′
〃	〃	北緯：33°　01.477′	東経：129°　00.872′
平成12年度	〃	北緯：32°　49.558′	東経：129°　06.490′
〃	〃	北緯：32°　56.458′	東経：128°　57.378′
〃	〃	北緯：32°　49.317′	東経：128°　45.842′
〃	〃	北緯：32°　49.253′	東経：129°　01.115′
平成13年度	〃	北緯：32°　53.896′	東経：129°　06.471′
〃	〃	北緯：32°　56.563′	東経：128°　57.833′
〃	〃	北緯：32°　48.856′	東経：128°　48.641′
〃	〃	北緯：33°　01.280′	東経：129°　01.046′
〃	〃	北緯：32°　49.180′	東経：129°　00.637′
平成14年度	〃	北緯：32°　49.952′	東経：129°　06.815′
〃	〃	北緯：32°　57.205′	東経：128°　57.744′
〃	〃	北緯：32°　48.886′	東経：128°　48.124′
〃	〃	北緯：33°　01.604′	東経：129°　00.578′
〃	〃	北緯：33°　01.584′	東経：129°　00.615′
〃	〃	北緯：33°　01.738′	東経：129°　07.893′
平成15年度	〃	北緯：33°　01.149′	東経：129°　00.381′
〃	〃	北緯：32°　54.052′	東経：129°　06.699′
〃	〃	北緯：32°　56.956′	東経：128°　57.649′
〃	〃	北緯：32°　48.955′	東経：129°　01.132′
〃	〃	北緯：32°　48.985′	東経：128°　47.543′
平成16年度	〃	北緯：33°　02.843′	東経：129°　02.424′
〃	〃	北緯：33°　00.866′	東経：128°　59.993′
〃	〃	北緯：32°　53.999′	東経：129°　07.076′
〃	〃	北緯：32°　48.738′	東経：129°　00.388′
平成17年度	〃	北緯：33°　01.756′	東経：129°　00.881′
〃	〃	北緯：32°　48.534′	東経：128°　46.248′
〃	〃	北緯：32°　33.426′	東経：128°　44.827′
〃	〃	北緯：33°　02.495′	東経：129°　01.760′
〃	〃	北緯：32°　54.141′	東経：129°　07.725′
平成18年度	〃	北緯：32°　33.480′	東経：128°　45.702′
〃	〃	北緯：33°　02.510′	東経：129°　02.370′
〃	〃	北緯：32°　59.069′	東経：128°　59.325′
〃	〃	北緯：33°　01.541′	東経：129°　00.290′
〃	〃	北緯：32°　49.800′	東経：128°　47.970′
〃	〃	北緯：32°　48.110′	東経：129°　00.960′
平成19年度	〃	北緯：32°　34.600′	東経：128°　40.250′
〃	〃	北緯：33°　02.000′	東経：129°　01.300′
〃	〃	北緯：32°　59.600′	東経：128°　57.400′
〃	〃	北緯：32°　53.600′	東経：129°　08.400′
〃	〃	北緯：32°　48.000′	東経：129°　04.600′
〃	〃	北緯：32°　45.800′	東経：129°　02.500′
〃	〃	北緯：33°　05.348′	東経：128°　42.345′
〃	〃	北緯：33°　05.539′	東経：128°　42.523′
〃	〃	北緯：33°　05.118′	東経：128°　42.528′
〃	〃	北緯：33°　05.157′	東経：128°　42.117′

〃	〃	北緯：33°　05.539′	東経：128°　42.117′
平成20年度	〃	北緯：33°　59.452′	東経：128°　59.449′
〃	〃	北緯：33°　02.042′	東経：129°　02.020′
〃	〃	北緯：32°　54.648′	東経：129°　07.728′
〃	〃	北緯：32°　56.863′	東経：128°　56.953′
〃	〃	北緯：32°　39.600′	東経：128°　57.400′
平成21年度	〃	北緯：33°　02.950′	東経：129°　01.300′
〃	〃	北緯：32°　50.850′	東経：129°　05.083′
〃	〃	北緯：32°　50.054′	東経：129°　04.986′
〃	〃	北緯：32°　50.054′	東経：129°　05.500′
平成22年度	〃	北緯：32°　56.000′	東経：128°　55.000′
〃	〃	北緯：33°　03.500′	東経：129°　02.500′
〃	〃	北緯：32°　56.888′	東経：128°　58.083′
〃	〃	北緯：32°　57.333′	東経：128°　57.192′
平成23年度	〃	北緯：32°　33.000′	東経：128°　44.857′
〃	〃	北緯：32°　56.489′	東経：128°　55.655′
〃	〃	北緯：33°　03.402′	東経：129°　01.935′
〃	〃	北緯：32°　56.603′	東経：128°　56.200′
平成24年度	〃	北緯：33°　03.145′	東経：129°　02.921′
〃	〃	北緯：33°　03.703′	東経：129°　03.027′
〃	〃	北緯：33°　02.813′	東経：129°　01.980′
〃	〃	北緯：32°　52.000′	東経：129°　08.000′
〃	〃	北緯：32°　55.231′	東経：128°　50.609′
平成26年度	〃	北緯：32°　43.297′	東経：128°　32.452′
〃	〃	北緯：32°　42.754′	東経：128°　32.452′
〃	〃	北緯：32°　42.754′	東経：128°　31.806′
〃	〃	北緯：32°　43.297′	東経：128°　31.806′
平成27年度	〃	北緯：32°　39.462′	東経：128°　56.866′
平成28年度	〃	北緯：33°　02.481′	東経：129°　01.211′
〃	〃	北緯：32°　42.223′	東経：128°　33.097′
〃	〃	北緯：32°　41.683′	東経：128°　33.097′
〃	〃	北緯：32°　53.287′	東経：128°　10.093′
平成29年度	〃	北緯：32°　42.223′	東経：128°　32.456′
〃	〃	北緯：33°　03.764′	東経：129°　09.046′
平成30年度	〃	北緯：32°　52.200′	東経：129°　06.868′
〃	〃	北緯：32°　41.683′	東経：128°　32.456′
令和元年度	〃	北緯：32°　57.806′	東経：128°　57.936′
〃	〃	北緯：32°　49.538′	東経：128°　59.734′
〃	〃	北緯：32°　46.896′	東経：128°　38.766′
〃	〃	北緯：33°　03.197′	東経：128°　46.869′
令和２年度	〃	北緯：33°　02.240′	東経：129°　08.185′
〃	〃	北緯：32°　47.569′	東経：128°　39.069′
〃	〃	北緯：32°　47.631′	東経：128°　39.171′
〃	〃	北緯：33°　03.002′	東経：129°　08.616′
〃	〃	北緯：32°　51.680′	東経：129°　06.796′
令和３年度	〃	北緯：32°　00.480′	東経：128°　23.990′
〃	〃	北緯：32°　47.600′	東経：128°　39.120′
〃	〃	北緯：33°　05.299′	東経：129°　03.830′
〃	〃	北緯：32°　46.000′	東経：128°　37.625′

令和４年度	〃	北緯：32°　42.500′	東経：128°　36.800′
〃	〃	北緯：32°　57.729′	東経：128°　58.113′
〃	〃	北緯：32°　47.751′	東経：129°　02.572′
昭和52年度	壱　岐	北緯：33°　55.866′	東経：129°　51.312′
昭和53年度	〃	北緯：33°　43.120′	東経：129°　47.362′
昭和54年度	〃	北緯：33°　55.647′	東経：129°　41.398′
昭和55年度	〃	北緯：33°　41.863′	東経：129°　40.780′
昭和56年度	〃	北緯：33°　42.503′	東経：129°　49.541′
昭和57年度	〃	北緯：33°　51.904′	東経：129°　51.208′
昭和59年度	〃	北緯：33°　42.650′	東経：129°　47.669′
昭和60年度	〃	北緯：34°　03.206′	東経：129°　45.148′
昭和61年度	〃	北緯：33°　47.298′	東経：129°　51.457′
昭和62年度	〃	北緯：33°　44.909′	東経：129°　33.450′
昭和63年度	〃	北緯：33°　42.835′	東経：129°　47.909′
平成元年度	〃	北緯：33°　54.173′	東経：129°　38.894′
平成２年度	〃	北緯：33°　57.362′	東経：129°　49.363′
平成３年度	〃	北緯：33°　42.214′	東経：129°　37.164′
平成４年度	〃	北緯：33°　42.634′	東経：129°　47.033′
平成５年度	〃	北緯：33°　52.863′	東経：129°　36.444′
平成６年度	〃	北緯：33°　54.803′	東経：129°　50.533′
平成７年度	〃	北緯：33°　47.364′	東経：129°　49.793′
〃	〃	北緯：33°　42.834′	東経：129°　47.103′
平成８年度	〃	北緯：33°　41.701′	東経：129°　39.011′
平成９年度	〃	北緯：33°　52.753′	東経：129°　36.734′
平成10年度	〃	北緯：33°　54.517′	東経：129°　50.361′
〃	〃	北緯：33°　53.498′	東経：129°　38.616′
〃	〃	北緯：33°　42.526′	東経：129°　47.500′
〃	〃	北緯：33°　46.911′	東経：129°　48.901′
平成11年度	〃	北緯：33°　41.846′	東経：129°　39.700′
〃	〃	北緯：33°　52.001′	東経：129°　47.944′
〃	〃	北緯：33°　54.058′	東経：129°　38.624′
平成12年度	〃	北緯：33°　42.734′	東経：129°　47.373′
〃	〃	北緯：33°　41.897′	東経：129°　36.562′
〃	〃	北緯：33°　51.619′	東経：129°　27.354′
平成13年度	〃	北緯：33°　53.698′	東経：129°　36.326′
〃	〃	北緯：33°　44.605′	東経：129°　35.627′
平成14年度	〃	北緯：33°　46.316′	東経：129°　50.848′
〃	〃	北緯：33°　54.538′	東経：129°　35.672′
〃	〃	北緯：33°　42.803′	東経：129°　49.631′
平成15年度	〃	北緯：33°　53.616′	東経：129°　35.274′
〃	〃	北緯：33°　47.746′	東経：129°　27.453′
〃	〃	北緯：33°　46.657′	東経：129°　50.504′
〃	〃	北緯：33°　42.424′	東経：129°　47.012′
平成16年度	〃	北緯：33°　47.395′	東経：129°　28.852′
〃	〃	北緯：33°　47.023′	東経：129°　51.070′
〃	〃	北緯：33°　52.149′	東経：129°　32.166′
平成17年度	〃	北緯：33°　46.193′	東経：129°　29.365′
〃	〃	北緯：33°　52.146′	東経：129°　32.652′
〃	〃	北緯：33°　46.883′	東経：129°　50.306′

平成18年度	〃	北緯：33°　47.010′	東経：129°　50.790′
〃	〃	北緯：33°　43.167′	東経：129°　48.102′
〃	〃	北緯：33°　47.694′	東経：129°　29.064′
〃	〃	北緯：33°　47.094′	東経：129°　29.064′
〃	〃	北緯：33°　52.848′	東経：129°　31.312′
〃	〃	北緯：33°　52.494′	東経：129°　31.731′
〃	〃	北緯：33°　47.202′	東経：129°　50.790′
平成19年度	〃	北緯：33°　42.960′	東経：129°　48.630′
〃	〃	北緯：33°　47.412′	東経：129°　50.974′
〃	〃	北緯：33°　44.694′	東経：129°　29.365′
〃	〃	北緯：33°　53.283′	東経：129°　30.777′
平成20年度	〃	北緯：33°　54.393′	東経：129°　47.963′
〃	〃	北緯：33°　42.634′	東経：129°　48.690′
〃	〃	北緯：33°　54.193′	東経：129°　32.865′
〃	〃	北緯：33°　46.905′	東経：129°　49.595′
〃	〃	北緯：33°　45.000′	東経：129°　22.210′
〃	〃	北緯：33°　44.845′	東経：129°　22.394′
〃	〃	北緯：33°　44.690′	東経：129°　22.578′
〃	〃	北緯：33°　44.535′	東経：129°　22.762′
〃	〃	北緯：33°　44.381′	東経：129°　22.946′
〃	〃	北緯：33°　44.226′	東経：129°　23.129′
平成21年度	〃	北緯：33°　54.195′	東経：129°　37.246′
〃	〃	北緯：33°　47.000′	東経：129°　26.500′
〃	〃	北緯：33°　47.530′	東経：129°　50.333′
〃	〃	北緯：33°　41.904′	東経：129°　48.925′
平成22年度	〃	北緯：33°　54.728′	東経：129°　38.932′
〃	〃	北緯：33°　54.193′	東経：129°　39.697′
〃	〃	北緯：33°　46.798′	東経：129°　51.651′
〃	〃	北緯：33°　46.498′	東経：129°　49.892′
〃	〃	北緯：33°　45.963′	東経：129°　27.509′
〃	〃	北緯：33°　45.696′	東経：129°　34.670′
〃	〃	北緯：33°　45.840′	東経：129°　33.290′
平成23年度	〃	北緯：33°　44.864′	東経：129°　26.274′
〃	〃	北緯：33°　43.500′	東経：129°　49.500′
〃	〃	北緯：33°　46.547′	東経：129°　34.140′
〃	〃	北緯：33°　45.133′	東経：129°　32.440′
〃	〃	北緯：33°　47.819′	東経：129°　50.485′
平成24年度	〃	北緯：33°　54.266′	東経：129°　39.124′
〃	〃	北緯：33°　47.254′	東経：129°　33.290′
〃	〃	北緯：33°　46.547′	東経：129°　32.440′
〃	〃	北緯：33°　45.840′	東経：129°　31.589′
〃	〃	北緯：33°　48.191′	東経：129°　30.434′
〃	〃	北緯：33°　47.408′	東経：129°　49.119′
〃	〃	北緯：33°　43.800′	東経：129°　48.850′
〃	〃	北緯：33°　46.300′	東経：129°　25.390′
〃	〃	北緯：33°　47.830′	東経：129°　49.700′
〃	〃	北緯：33°　48.200′	東経：129°　26.800′
〃	〃	北緯：33°　48.310′	東経：129°　49.650′
〃	〃	北緯：33°　48.652′	東経：129°　30.980′

平成26年度	〃	北緯：33°　59.298′	東経：129°　33.993′
〃	〃	北緯：33°　59.642′	東経：129°　33.579′
平成27年度	〃	北緯：33°　43.167′	東経：129°　47.361′
〃	〃	北緯：33°　42.554′	東経：129°　49.480′
〃	〃	北緯：33°　42.459′	東経：129°　49.594′
〃	〃	北緯：32°　48.500′	東経：129°　49.112′
平成28年度	〃	北緯：33°　48.333′	東経：129°　26.238′
〃	〃	北緯：33°　50.195′	東経：129°　31.364′
平成29年度	〃	北緯：33°　46.157′	東経：129°　50.301′
〃	〃	北緯：33°　40.877′	東経：129°　39.332′
平成30年度	〃	北緯：33°　47.914′	東経：129°　49.032′
〃	〃	北緯：33°　47.500′	東経：129°　37.000′
令和元年度	〃	北緯：33°　52.976′	東経：129°　30.014′
〃	〃	北緯：33°　46.916′	東経：129°　49.233′
令和２年度	〃	北緯：33°　47.800′	東経：129°　50.100′
〃	〃	北緯：33°　48.427′	東経：129°　36.730′
令和３年度	〃	北緯：33°　44.535′	東経：129°　22.762′
〃	〃	北緯：33°　54.995′	東経：129°　50.662′
令和４年度	〃	北緯：33°　55.694′	東経：129°　51.181′
昭和51年度	対　馬	北緯：34°　37.647′	東経：129°　32.034′
昭和52年度	〃	北緯：34°　08.659′	東経：129°　19.668′
昭和53年度	〃	北緯：34°　20.666′	東経：129°　35.135′
昭和54年度	〃	北緯：34°　17.979′	東経：129°　29.525′
昭和55年度	〃	北緯：34°　30.298′	東経：129°　29.260′
〃	〃	北緯：34°　08.680′	東経：129°　19.478′
昭和56年度	〃	北緯：34°　24.677′	東経：129°　14.236′
〃	〃	北緯：34°　18.254′	東経：129°　28.880′
昭和57年度	〃	北緯：34°　32.107′	東経：129°　15.922′
〃	〃	北緯：34°　08.166′	東経：129°　20.829′
昭和58年度	〃	北緯：34°　37.285′	東経：129°　32.452′
〃	〃	北緯：34°　14.392′	東経：129°　08.110′
昭和59年度	〃	北緯：34°　24.939′	東経：129°　14.132′
〃	〃	北緯：34°　18.178′	東経：129°　28.823′
〃	〃	北緯：34°　59.232′	東経：129°　09.314′
昭和60年度	〃	北緯：34°　32.584′	東経：129°　33.855′
〃	〃	北緯：34°　08.149′	東経：129°　20.248′
昭和61年度	〃	北緯：34°　31.580′	東経：129°　15.654′
〃	〃	北緯：34°　07.308′	東経：129°　08.464′
昭和62年度	〃	北緯：34°　06.591′	東経：129°　08.339′
〃	〃	北緯：34°　38.638′	東経：129°　37.138′
昭和63年度	〃	北緯：34°　29.119′	東経：129°　06.725′
〃	〃	北緯：34°　06.725′	東経：129°　23.531′
〃	〃	北緯：34°　40.934′	東経：129°　33.402′
平成元年度	〃	北緯：34°　31.076′	東経：129°　16.400′
〃	〃	北緯：34°　12.912′	東経：129°　08.032′
平成２年度	〃	北緯：34°　32.936′	東経：129°　33.951′
〃	〃	北緯：34°　05.747′	東経：129°　08.322′
平成３年度	〃	北緯：34°　40.647′	東経：129°　22.704′
〃	〃	北緯：34°　30.228′	東経：129°　30.874′

平成４年度	〃	北緯：34°33.056′	東経：129°30.339′
〃	〃	北緯：34°06.387′	東経：129°17.560′
〃	〃	北緯：34°12.800′	東経：129°09.556′
平成５年度	〃	北緯：34°25.322′	東経：129°24.681′
〃	〃	北緯：34°35.188′	東経：129°30.443′
〃	〃	北緯：34°40.567′	東経：129°22.864′
平成６年度	〃	北緯：34°33.468′	東経：129°31.383′
〃	〃	北緯：34°14.840′	東経：129°21.695′
〃	〃	北緯：34°06.711′	東経：129°08.736′
平成７年度	〃	北緯：34°36.868′	東経：129°31.403′
〃	〃	北緯：34°29.408′	東経：129°15.995′
〃	〃	北緯：34°21.289′	東経：129°11.706′
〃	〃	北緯：34°25.369′	東経：129°27.354′
〃	〃	北緯：34°10.070′	東経：129°20.905′
平成８年度	〃	北緯：34°25.679′	東経：129°14.566′
〃	〃	北緯：34°24.689′	東経：129°26.804′
〃	〃	北緯：34°12.720′	東経：129°08.256′
平成９年度	〃	北緯：34°17.650′	東経：129°28.014′
〃	〃	北緯：34°20.509′	東経：129°10.879′
〃	〃	北緯：34°33.228′	東経：129°29.884′
平成10年度	〃	北緯：34°41.221′	東経：129°21.816′
〃	〃	北緯：34°29.385′	東経：129°15.456′
〃	〃	北緯：34°03.768′	東経：129°11.247′
〃	〃	北緯：34°06.374′	東経：129°19.193′
〃	〃	北緯：34°25.015′	東経：129°29.732′
〃	〃	北緯：34°21.604′	東経：129°10.667′
平成11年度	〃	北緯：34°30.488′	東経：129°30.404′
〃	〃	北緯：34°25.220′	東経：129°14.324′
〃	〃	北緯：34°13.325′	東経：129°08.892′
平成12年度	〃	北緯：34°35.789′	東経：129°31.383′
〃	〃	北緯：34°41.577′	東経：129°21.134′
〃	〃	北緯：34°06.413′	東経：129°07.999′
〃	〃	北緯：34°04.801′	東経：129°14.601′
平成13年度	〃	北緯：34°48.321′	東経：129°27.485′
〃	〃	北緯：34°19.524′	東経：129°29.005′
〃	〃	北緯：34°04.424′	東経：129°16.312′
平成14年度	〃	北緯：34°36.245′	東経：129°35.008′
〃	〃	北緯：34°24.339′	東経：129°14.177′
〃	〃	北緯：34°14.380′	東経：129°08.090′
〃	〃	北緯：34°27.746′	東経：129°27.748′
〃	〃	北緯：34°27.749′	東経：129°27.809′
〃	〃	北緯：34°48.507′	東経：129°27.718′
〃	〃	北緯：34°31.414′	東経：129°16.370′
〃	〃	北緯：34°31.391′	東経：129°16.374′
〃	〃	北緯：34°18.738′	東経：129°28.829′
〃	〃	北緯：34°18.656′	東経：129°28.766′
平成15年度	〃	北緯：34°18.822′	東経：129°10.578′
〃	〃	北緯：34°35.597′	東経：129°31.119′
〃	〃	北緯：34°04.621′	東経：129°17.622′

〃	〃	北緯：34°03.960′	東経：129°11.669′
〃	〃	北緯：34°30.002′	東経：129°29.915′
平成16年度	〃	北緯：34°31.195′	東経：129°28.746′
〃	〃	北緯：34°12.231′	東経：129°08.767′
〃	〃	北緯：34°31.240′	東経：129°15.913′
〃	〃	北緯：34°41.185′	東経：129°32.893′
平成17年度	〃	北緯：34°25.105′	東経：129°14.565′
〃	〃	北緯：34°33.891′	東経：129°30.002′
〃	〃	北緯：34°05.623′	東経：129°17.825′
平成18年度	〃	北緯：34°31.300′	東経：129°29.000′
〃	〃	北緯：34°11.025′	東経：129°08.698′
〃	〃	北緯：34°17.434′	東経：129°30.787′
〃	〃	北緯：34°17.641′	東経：129°30.195′
〃	〃	北緯：34°33.650′	東経：129°31.210′
〃	〃	北緯：34°15.820′	東経：129°10.260′
〃	〃	北緯：34°38.939′	東経：129°37.029′
〃	〃	北緯：34°12.385′	東経：129°09.400′
〃	〃	北緯：34°31.105′	東経：129°15.769′
平成19年度	〃	北緯：34°17.084′	東経：129°10.001′
〃	〃	北緯：34°14.890′	東経：129°07.866′
〃	〃	北緯：34°08.751′	東経：129°08.996′
〃	〃	北緯：34°04.184′	東経：129°14.533′
〃	〃	北緯：34°05.480′	東経：129°18.272′
〃	〃	北緯：34°17.306′	東経：129°31.379′
〃	〃	北緯：34°31.603′	東経：129°29.195′
〃	〃	北緯：34°33.873′	東経：129°07.416′
〃	〃	北緯：34°33.626′	東経：129°07.283′
〃	〃	北緯：34°33.379′	東経：129°07.149′
〃	〃	北緯：34°32.887′	東経：129°06.883′
〃	〃	北緯：34°32.640′	東経：129°06.749′
〃	〃	北緯：34°32.393′	東経：129°06.616′
平成20年度	〃	北緯：34°30.850′	東経：129°15.640′
〃	〃	北緯：34°12.540′	東経：129°26.350′
〃	〃	北緯：34°05.296′	東経：129°17.825′
〃	〃	北緯：34°17.573′	東経：129°10.180′
〃	〃	北緯：34°10.990′	東経：129°07.637′
〃	〃	北緯：34°04.346′	東経：129°14.043′
平成21年度	〃	北緯：34°11.472′	東経：129°28.394′
〃	〃	北緯：34°17.000′	東経：129°27.500′
〃	〃	北緯：34°16.500′	東経：129°27.000′
〃	〃	北緯：34°09.492′	東経：129°08.965′
〃	〃	北緯：34°04.193′	東経：129°17.865′
〃	〃	北緯：34°07.800′	東経：129°08.465′
〃	〃	北緯：34°16.602′	東経：129°09.666′
〃	〃	北緯：34°13.537′	東経：129°07.804′
〃	〃	北緯：34°13.026′	東経：129°25.697′
平成22年度	〃	北緯：34°26.083′	東経：129°14.917′
〃	〃	北緯：34°30.000′	東経：129°15.752′
〃	〃	北緯：34°29.767′	東経：129°30.533′

〃	〃	北緯：34°　10.092′	東経：129°　08.725′
〃	〃	北緯：34°　04.893′	東経：129°　14.912′
〃	〃	北緯：34°　05.567′	東経：129°　07.833′
〃	〃	北緯：34°　09.702′	東経：129°　08.198′
〃	〃	北緯：34°　05.393′	東経：129°　19.864′
平成23年度	〃	北緯：34°　29.825′	東経：129°　16.301′
〃	〃	北緯：34°　30.316′	東経：129°　29.090′
〃	〃	北緯：34°　19.833′	東経：129°　30.000′
〃	〃	北緯：34°　11.442′	東経：129°　26.614′
〃	〃	北緯：34°　16.192′	東経：129°　09.365′
〃	〃	北緯：34°　20.000′	東経：129°　30.833′
〃	〃	北緯：34°　10.169′	東経：129°　09.304′
〃	〃	北緯：34°　04.006′	東経：129°　16.656′
〃	〃	北緯：34°　09.093′	東経：129°　08.465′
〃	〃	北緯：34°　11.912′	東経：129°　08.327′
平成24年度	〃	北緯：34°　08.671′	東経：129°　19.565′
〃	〃	北緯：34°　13.076′	東経：129°　25.090′
〃	〃	北緯：34°　30.453′	東経：129°　16.396′
〃	〃	北緯：34°　17.148′	東経：129°　29.641′
〃	〃	北緯：34°　33.521′	東経：129°　34.144′
〃	〃	北緯：34°　12.260′	東経：129°　25.938′
〃	〃	北緯：34°　16.506′	東経：129°　29.074′
〃	〃	北緯：34°　33.061′	東経：129°　33.794′
〃	〃	北緯：34°　15.242′	東経：129°　08.554′
〃	〃	北緯：34°　08.613′	東経：129°　08.285′
〃	〃	北緯：34°　13.389′	東経：129°　24.773′
〃	〃	北緯：34°　12.764′	東経：129°　25.407′
〃	〃	北緯：34°　12.573′	東経：129°　25.621′
〃	〃	北緯：34°　11.948′	東経：129°　26.255′
平成25年度	〃	北緯：34°　17.816′	東経：129°　10.272′
〃	〃	北緯：34°　17.189′	東経：129°　09.666′
平成26年度	〃	北緯：34°　10.883′	東経：129°　27.380′
〃	〃	北緯：34°　11.196′	東経：129°　27.064′
〃	〃	北緯：34°　10.570′	東経：129°　27.696′
〃	〃	北緯：34°　30.459′	東経：129°　15.468′
〃	〃	北緯：34°　43.600′	東経：129°　23.000′
〃	〃	北緯：34°　49.049′	東経：129°　29.000′
〃	〃	北緯：34°　43.000′	東経：129°　34.000′
平成27年度	〃	北緯：34°　16.044′	東経：129°　26.800′
〃	〃	北緯：34°　40.951′	東経：129°　23.129′
〃	〃	北緯：34°　30.702′	東経：129°　14.958′
平成28年度	〃	北緯：34°　47.237′	東経：129°　36.862′
〃	〃	北緯：34°　16.731′	東経：129°　30.838′
〃	〃	北緯：34°　48.833′	東経：129°　26.917′
〃	〃	北緯：34°　31.238′	東経：129°　15.267′
〃	〃	北緯：34°　14.274′	東経：129°　26.249′
平成29年度	〃	北緯：34°　12.383′	東経：129°　20.744′
〃	〃	北緯：34°　30.217′	東経：129°　14.880′
平成30年度	〃	北緯：34°　15.192′	東経：129°　25.864′

〃	〃	北緯：34°09.155′　東経：129°07.775′
〃	〃	北緯：34°42.188′　東経：129°37.862′
〃	〃	北緯：34°28.614′　東経：129°15.138′
令和元年度	〃	北緯：34°28.839′　東経：129°28.839′
〃	〃	北緯：34°38.680′　東経：129°17.324′
〃	〃	北緯：34°23.600′　東経：129°27.000′
〃	〃	北緯：34°08.037′　東経：129°20.248′
令和２年度	〃	北緯：34°16.470′　東経：129°10.100′
〃	〃	北緯：34°31.749′　東経：129°15.331′
〃	〃	北緯：34°49.547′　東経：129°29.863′
〃	〃	北緯：34°16.118′　東経：129°30.113′
〃	〃	北緯：34°16.118′　東経：129°30.191′
令和３年度	〃	北緯：34°32.639′　東経：129°15.874′
〃	〃	北緯：34°40.934′　東経：129°33.343′
〃	〃	北緯：34°40.934′　東経：129°33.461′
〃	〃	北緯：34°40.897′　東経：129°19.007′
〃	〃	北緯：34°22.000′　東経：129°30.000′
令和４年度	〃	北緯：34°49.867′　東経：129°31.163′
〃	〃	北緯：34°42.189′　東経：129°23.864′
〃	〃	北緯：34°41.532′　東経：129°19.942′

（注１）中心点の位置は世界測地系に拠る。

（注２）大型魚礁とは、天然礁又は既存の人工礁を補完し、漁場を拡大するために整備したものをいう。

別表第３（その１）

下表に示す人工礁造成区域の範囲から500メートル以内の区域

設置年度	海　域	設　置　範　囲
昭和55年度	長崎北	イ（北緯：33°38.414′東経：129°14.216′）ロ（北緯：33°38.194′東経：129°13.846′） ハ（北緯：33°37.474′東経：129°15.286′）ニ（北緯：33°37.694′東経：129°15.726′）を結ぶ範囲
平成６年度	〃	イ（北緯：33°17.037′東経：129°13.497′）ロ（北緯：33°17.037′東経：129°14.627′） ハ（北緯：32°16.393′東経：129°13.498′）ニ（北緯：32°16.393′東経：129°14.628′）を結ぶ範囲
平成７年度	〃	イ（北緯：33°28.177′東経：129°38.484′）ロ（北緯：33°28.747′東経：129°38.134′） ハ（北緯：33°28.037′東経：129°38.144′）ニ（北緯：33°28.607′東経：129°37.794′）を結ぶ範囲
		イ（北緯：33°30.017′東経：129°39.031′）ロ（北緯：33°30.737′東経：129°38.774′） ハ（北緯：33°30.187′東経：129°39.614′）ニ（北緯：33°30.907′東経：129°39.021′）を結ぶ範囲
平成12年度	〃	イ（北緯：33°20.038′東経：129°21.072′）ロ（北緯：33°20.040′東経：129°22.877′） ハ（北緯：33°19.662′東経：129°22.878′）ニ（北緯：33°19.660′東経：129°21.073′）を結ぶ範囲
		イ（北緯：33°18.775′東経：129°21.756′）ロ（北緯：33°18.776′東経：129°22.723′） ハ（北緯：33°18.235′東経：129°22.724′）ニ（北緯：33°18.234′東経：129°21.757′）を結ぶ範囲
平成16年度	〃	イ（北緯：33°08.079′東経：129°17.638′）ロ（北緯：33°08.522′東経：129°18.522′） ハ（北緯：33°08.582′東経：129°17.196′）ニ（北緯：33°09.089′東経：129°18.206′）を結ぶ範囲
昭和61年度	長崎南	北緯：32°30.620′東経：129°39.799′を中心点とする半径およそ1,500ｍに囲まれた範囲
平成５年度	〃	イ（北緯：32°52.827′東経：129°23.407′）ロ（北緯：32°52.177′東経：129°23.408′） ハ（北緯：32°52.179′東経：129°25.267′）ニ（北緯：32°52.828′東経：129°25.267′）を結ぶ範囲
平成11年度	〃	イ（北緯：32°49.151′東経：129°34.366′）ロ（北緯：32°48.491′東経：129°34.366′） ハ（北緯：32°49.151′東経：129°35.515′）ニ（北緯：32°48.491′東経：129°35.515′）を結ぶ範囲
平成14年度	〃	イ（北緯：32°32.632′東経：129°40.876′）ロ（北緯：32°32.631′東経：129°42.026′） ハ（北緯：32°31.984′東経：129°40.875′）ニ（北緯：32°31.982′東経：129°42.025′）を結ぶ範囲
平成23年度	〃	イ（北緯：32°37.646′東経：129°36.284′）ロ（北緯：32°36.768′東経：129°36.745′） ハ（北緯：32°36.953′東経：129°36.033′）ニ（北緯：32°36.067′東経：129°36.512′）を結ぶ範囲

平成19年度	県北西	イ（北緯：33°22.844′東経：129°05.666′）ロ（北緯：33°22.847′東経：129°06.633′） ハ（北緯：33°21.224′東経：129°06.640′）ニ（北緯：33°21.221′東経：129°05.673′）を結ぶ範囲
昭和58年度	五　島	イ（北緯：33°01.560′東経：129°53.033′）ロ（北緯：33°01.130′東経：129°55.174′） ハ（北緯：32°59.450′東経：129°54.724′）ニ（北緯：32°59.860′東経：129°52.584′）を結ぶ範囲
平成４年度	〃	イ（北緯：32°48.301′東経：129°06.808′）ロ（北緯：32°47.561′東経：129°07.768′） ハ（北緯：32°48.841′東経：129°07.368′）ニ（北緯：32°48.031′東経：129°08.288′）を結ぶ範囲
平成11年度	〃	北緯：32°37.491′東経：128°56.369′を中心点とする半径２kmに囲まれた範囲
平成14年度	〃	イ（北緯：32°51.210′東経：128°41.747′）ロ（北緯：32°50.388′東経：128°42.844′） ハ（北緯：32°50.838′東経：128°41.207′）ニ（北緯：32°49.927′東経：128°42.304′）を結ぶ範囲
平成23年度	〃	イ（北緯：33°03.884′東経：128°58.164′）ロ（北緯：33°02.913′東経：128°58.164′） ハ（北緯：33°03.884′東経：128°58.937′）ニ（北緯：33°02.913′東経：128°58.937′）を結ぶ範囲
昭和63年度	壱　岐	イ（北緯：33°57.005′東経：129°42.017′）ロ（北緯：33°55.095′東経：129°42.017′） ハ（北緯：33°55.095′東経：129°44.063′）ニ（北緯：33°57.005′東経：129°44.063′）を結ぶ範囲
平成10年度	〃	イ（北緯：33°40.166′東経：129°37.953′）ロ（北緯：33°39.547′東経：129°38.333′） ハ（北緯：33°39.666′東経：129°36.663′）ニ（北緯：33°39.016′東経：129°37.073′）を結ぶ範囲
平成14年度	〃	イ（北緯：33°54.877′東経：129°47.328′）ロ（北緯：33°55.120′東経：129°48.044′） ハ（北緯：33°56.059′東経：129°46.718′）ニ（北緯：33°56.307′東経：129°47.448′）を結ぶ範囲
平成18年度	〃	イ（北緯：33°43.297′東経：129°47.777′）ロ（北緯：33°42.378′東経：129°48.857′） ハ（北緯：33°41.703′東経：129°48.032′）ニ（北緯：33°42.608′東経：129°46.925′）を結ぶ範囲
平成22～ 26年度	〃	北緯：33°51.492′東経：129°36.681′
昭和54年度	対　馬	イ（北緯：34°26.760′東経：129°27.007′）ロ（北緯：34°26.079′東経：129°26.979′） ハ（北緯：34°26.107′東経：129°29.344′）ニ（北緯：34°26.667′東経：129°29.361′）を結ぶ範囲
平成８年度	〃	イ（北緯：34°17.822′東経：129°09.535′）ロ（北緯：34°19.062′東経：128°42.844′） ハ（北緯：34°17.892′東経：129°09.045′）ニ（北緯：34°19.251′東経：129°09.045′）を結ぶ範囲
平成13年度	〃	イ（北緯：34°14.962′東経：129°23.694′）ロ（北緯：34°14.672′東経：129°25.214′） ハ（北緯：34°14.332′東経：129°23.514′）ニ（北緯：34°14.032′東経：129°25.043′）を結ぶ範囲
平成18年度	〃	イ（北緯：34°36.500′東経：129°32.377′）ロ（北緯：34°35.987′東経：129°33.828′） ハ（北緯：34°35.085′東経：129°33.377′）ニ（北緯：34°35.582′東経：129°31.927′）を結ぶ範囲
平成23～ 25年度	〃	イ（北緯：34°02.639′東経：129°11.585′）ロ（北緯：34°02.640′東経：129°12.170′） ハ（北緯：34°01.665′東経：129°11.588′）ニ（北緯：34°01.666′東経：129°12.173′）を結ぶ範囲
平成26～ 28年度	〃	イ（北緯：34°26.125′東経：129°14.417′）ロ（北緯：34°25.809′東経：129°14.144′） ハ（北緯：34°25.469′東経：129°13.982′）ニ（北緯：34°25.094′東経：129°13.879′） ホ（北緯：34°24.711′東経：129°13.775′）ヘ（北緯：34°24.677′東経：129°14.236′） ト（北緯：34°24.327′東経：129°13.751′）チ（北緯：34°23.990′東経：129°13.518′） リ（北緯：34°24.000′東経：129°13.988′）を結ぶ範囲

（注１）世界測地系に拠る。

（注２）人工礁とは、未利用海域に新規に漁場を整備したものをいう。

別表第３（その２）

下表に示す海域礁造成区域の範囲から500メートル以内の区域

設置年度	海　域	設　　置　　範　　囲
昭和62年度	五　島	イ（北緯：32°57.826′東経：128°48.869′）ロ（北緯：32°56.579′東経：128°50.439′） ハ（北緯：32°57.089′東経：128°48.239′）ニ（北緯：32°56.139′東経：128°49.769′）を結ぶ範囲
平成５年度	〃	北緯：33°05.238′東経：128°55.538′を中心点とする半径３kmに囲まれた範囲
平成10年度	〃	北緯：32°50.999′東経：128°44.369′を中心点とする半径３kmに囲まれた範囲

（注１）日本測地系に拠る。

（注２）海域礁とは、広範囲の未利用海域で、新規漁場を開発するために「人工礁」を複数箇所整備したものをいう。

別表第４（その１）

下表に示す湧昇流漁場の範囲

設置年度	海　域	採　取　禁　止　区　域
平成10年度	五　島	設置中心点（北緯：32°53.199′東経：129°16.874′）から半径３kmの範囲
平成14年度	壱　岐	設置中心点（北緯：33°51.492′東経：129°36.681′）から半径６kmの範囲

（注１）設置中心点の位置は世界測地系に拠る。

（注２）湧昇流漁場とは、ついたて状の大型構造物を設置することにより人工的に湧昇流を発生させるために整備したものをいう。

別表第４（その２）

下表に示す人工海底山脈漁場の範囲

設置年度	海　域	採　取　禁　止　区　域
平成12年度	長崎県北部	設置中心点（北緯：33°28.680′東経：129°25.490′）から半径６kmの範囲
平成18年度	長崎県北部	設置中心点（北緯：33°21.160′東経：129°10.230′）から半径６kmの範囲
平成18年度	長崎県北部	設置中心点（北緯：34°24.700′東経：129°29.160′）から半径６kmの範囲
平成19年度	長崎県西部	設置中心点（北緯：32°51.950′東経：128°48.200′）から半径６kmの範囲
平成20年度	長崎県西部	設置中心点（北緯：32°41.400′東経：129°40.780′）から半径６kmの範囲
平成22年度	長崎県北部	設置中心点（北緯：33°48.385′東経：129°30.664′）から半径６kmの範囲
平成23～26年度	対馬西	設置中心点（北緯：34°07.568′東経：129°08.599′）から半径６kmの範囲

（注１）設置中心点の位置は世界測地系に拠る。

（注２）人工海底山脈漁場とは、人工的に湧昇流を発生させるとともに、魚礁としての機能を併せ持つ、ブロック等を積み上げた山脈状のものをいう。

別表第５

（地すべりを助長する区域）

番号	区域名	所在市町村名	関係地方機関
1	大屋地区	佐世保市（鹿町町）	県北振興局
2	上浦地区	佐世保市	
3	宮ノ前地区	佐世保市（鹿町町）	
4	西小串地区	川棚町	
5	小串地区	〃	
6	源代海岸	長崎市（野母崎町）	長崎振興局
7	木場海岸	〃	
8	美砂子海岸	〃	
9	木場海岸	長崎市（三和町）	
10	藤田尾海岸	〃	

（注）区域を示す図面については、土木部監理課及び関係地方機関において縦覧する。

様式第１号（３関係）

転載・沖積行為届出書

年　月　日

長崎県知事　様

住　　所

氏名又は名称
（法人にあっては
その代表者の氏名）

採取した海砂の転載・沖積をしたいので、下記のとおり届け出ます。

１　行為の理由

２　行為にかかる数量

３　行為の期間　　自　　年　月　日
　　至　　年　月　日

４　採取船名及び転載船名

長崎県告示第197号

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から適用する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第１　工事の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。 １及び２　略 ３　入札参加資格申請の方法 入札参加資格の申請をしようとする者は、次の書類を提出しなければならない。 ⑴～⑸　略 ⑹　略 ４　資格審査の申請時期 ⑴　県内建設業者　入札参加希望年度の前年度の10月から11月中で別に定める期間 ⑵　略 ５及び６　略	第１　工事の競争入札に参加できる者の資格等に係る事項は、次に掲げるとおりとする。 １及び２　略 ３　入札参加資格申請の方法 入札参加資格の申請をしようとする者は、次の書類を提出しなければならない。 ⑴～⑸　略 ⑹　入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る工事の実績を証明する書類 ⑺　略 ４　資格審査の申請時期 ⑴　県内建設業者　入札参加希望年度の前々年度の１月４日から入札参加希望年度の前年度の10月31日 ⑵　略 ５及び６　略

長崎県告示第198号

長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から適用する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　略 ⑵　関係部　内部組織の設置に関する条例（昭和28年長崎県条例第１号）に規定する各組織のうち、総務部、危機管理部、県民生活環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。 ⑶～⒄　略 （入札参加者の資格要件） 第３条　対象工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、第12条第２項の規定により当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた者（事後審査型入札にあっては、第７条第６項に規定する届出書を適切に提出した者）とする。 ⑴～⑹　略 ⑺　届出書等の提出期限の日以前６月から落札決定までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。 ⑻～⒃　略 ２～５　略	（定義） 第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　略 ⑵　関係部　内部組織の設置に関する条例（昭和28年長崎県条例第１号）に規定する各組織のうち、危機管理監、総務部、県民生活環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。 ⑶～⒄　略 （入札参加者の資格要件） 第３条　対象工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、第12条第２項の規定により当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた者（事後審査型入札にあっては、第７条第６項に規定する届出書を適切に提出した者）とする。 ⑴～⑹　略 ⑺　届出書等の提出期限の日以前６月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。 ⑻～⒃　略 ２～５　略

様式第１号中「構成員数　社」を「構成員数　者」に改める。

様式第９号（その１）、様式第９号（その２）、様式第10号、様式第11号及び様式第12号中「(村)」を削る。

長崎県告示第199号

長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成25年長崎県告示第709号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から適用する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（低入札調査基準価格の設定） 第３条　低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、当分の間、下記参考の算出方法に関わらず、設計金額（消費税及び地方消費税を除く。）に92％を乗じて得た金額とする（1,000円未満の額は切り捨てる。）。 ２　略 （低入札調査対象者） 第４条　略 ２　略 ⑴及び⑵　略	（低入札調査基準価格の設定） 第３条　低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、別表の左欄の工事区分に応じ、同表中欄の方法により算定し、同表右欄の範囲で設定する。 ２　略 （低入札調査対象者） 第４条　略 ２　略 ⑴及び⑵　略

⑶　前号の技術者は、施工中、配置予定技術者を補助し、建設業法第26条の４に規定する職務と同様の職務を行うものとすること。

⑷　略

（監督等）

第９条　略

⑴　建設業法第24条の８の規定による施工体制台帳を提出させ、及び必要に応じその内容について聴取りを行うこと。

⑵　略

（参考）低入札調査基準価格の算出方法

（低入札調査基準価格の設定）

工事区分	①低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。）の算定（合計額の1,000円未満の額は切り捨てる。）	②低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。）の設定の範囲（※）
土木工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事並びに土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事及び機械設備工事	略	略
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事及び解体工事を含む。）	略	
建築関連の昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者対象の工事	略	

※　略

※　略

⑶　前号の技術者は、施工中、配置予定技術者を補助し、建設業法第26条の３に規定する職務と同様の職務を行うものとすること。

⑷　略

（監督等）

第９条　略

⑴　建設業法第24条の７の規定による施工体制台帳を提出させ、及び必要に応じその内容について聴取りを行うこと。

⑵　略

別表（第３条関係）

（低入札調査基準価格の設定）

工事区分	①低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。）の算定（合計額の1,000円未満の額は切り捨てる。）	②低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。）の設定の範囲（※）
土木工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事並びに土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事及び機械設備工事	略	略
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事及び解体工事を含む。）	略	
建築関連の昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者対象の工事	略	

※　略

※　略

長崎県告示第200号

長崎県美しい景観形成推進条例（平成23年長崎県条例第18号）第22条第１項の規定により、まちづくり景観資産を次のとおり登録した。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

種類	登録番号	名称	所在地	所有者
建造物等	景資第２-217号	趣蔵（しゅぞう）　神代ふれあい館（こうじろかん）	雲仙市国見町神代乙360番地１	大久保　晃宏

長崎県告示第201号

屋外広告物禁止区域等の指定（平成９年長崎県告示第634号）の一部を次のように改正し、令和５年３月17日から適用する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下、「条例」という。）第20条第１号の規定に基づき、条例第３条第６号の規定による地域並びに同条第12号、第15号及び第４条第１項第９号の規定による区間並びに区域を次のとおり指定したので、告示する。
なお、屋外広告物禁止地域等の指定に関する告示（昭和39年長崎県告示第601号）は、廃止する。
１　略
２　条例第３条第12号の規定によるもの
<table>
<tr><th>種別</th><th>鉄道又は道路番号又は名称</th><th>指定する区間</th><th></th><th>指定する区域</th></tr>
<tr><td colspan="5">略</td></tr>
<tr><td>県道</td><td>諫早外環状線</td><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>県道</td><td>奥ノ平時津線</td><td>日並インターチェンジ（時津町日並郷）から時津インターチェンジ（時津町野田郷）までの区間</td><td>市街的区間を除く</td><td>道路の中心線から両側500メートル以内の地域で、これから展望できる区域</td></tr>
<tr><td colspan="5">略</td></tr>
</table>
３及び４　略
</td><td>
長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下、「条例」という。）第20条第１号の規定に基づき、条例第３条第６号の規定による地域並びに同条第12号、第15号及び第４条第１項第９号の規定による区間並びに区域を次のとおり指定したので、告示する。
なお、屋外広告物禁止地域等の指定に関する告示（昭和39年長崎県告示第601号）は、廃止する。
１　略
２　条例第３条第12号の規定によるもの
<table>
<tr><th>種別</th><th>鉄道又は道路番号又は名称</th><th>指定する区間</th><th>指定する区域</th></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
<tr><td>県道</td><td>諫早外環状線</td><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
</table>
３及び４　略
</td></tr>
</table>

長崎県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類　一般県道
路　線　名　富川渓線
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
諫早市富川町452番１地先から 諫早市富川町459番３地先まで	前	22.2～31.6	43.6	
	後	22.2～30.5	43.6	

長崎県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類　一般国道
路　線　名　207号
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
諫早市多良見町木床字元釜1353番６地先から 官公有無番地先（諫早市多良見町木床字元釜1286番54）まで	前	14.6～25.9	90.9	
	後	13.7～19.2	90.9	

長崎県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類　一般国道
路　線　名　207号
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
諫早市多良見町木床字元釜1228番４地先から 諫早市多良見町木床字元釜1245番２地先まで	前	8.9～12.7	9.1	
	後	8.9～8.9	9.1	

長崎県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類　主要地方道
路　線　名　郷ノ浦沼津勝本線
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
壱岐市郷ノ浦町長峰本村触字後藤1172番地先から 壱岐市郷ノ浦町長峰本村触字後藤1253番１地先まで	前	9.2～34.7	294.1	
	後	9.4～44.8	294.1	

長崎県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 383号	平戸市水垂町字松ノ本692番４地先から 平戸市水垂町字松ノ本692番４地先まで	令和５年３月17日

長崎県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 富川渓線	諫早市富川町1198番１地先から 諫早市富川町135番１地先まで	令和５年３月19日 15時から

長崎県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 日ノ島猿浦線	南松浦郡新上五島町若松郷字汐早崎469番６地先から 南松浦郡新上五島町若松郷字汐早崎469番26地先まで	令和５年３月17日

長崎県告示第209号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から適用する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

NO	氏名 （名称及び代表者名）	住所 （所在地）	売りさばき所の所在地	所在市町村名
１～19　略				
20	削除			
20の２～84　略				

改正前

NO	氏名 （名称及び代表者名）	住所 （所在地）	売りさばき所の所在地	所在市町村名
１～19　略				
20	合同会社佐世保市母子寡婦福祉会 代表社員　田村　早苗	佐世保市八幡町１番10号	佐世保市八幡町１番10号	佐世保市
20の２～84　略				

公　　告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により次の１のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の２のとおり縦覧に供する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

１　届出事項

⑴　発起人の住所及び氏名

長崎県西彼杵郡時津町浦郷461番地３

川林　透

長崎県西彼杵郡時津町日並郷801番地11

原口　俊次郎

⑵　加入区

西彼杵加入区

⑶　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

大村湾漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

⑴　縦覧期間

公告の日から15日間

⑵　縦覧場所

長崎県西彼杵郡時津町浦郷542番地18

大村湾漁業協同組合

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）観音谷地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

１　縦覧に供すべき書類の名称

観音谷地区県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）土地改良事業計画書

２　縦覧期間

令和５年３月17日から令和５年４月６日まで

３　縦覧場所

西海市役所西海ブランド振興部農林緑推進課

土日祝日は西海市役所本庁宿直室

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定に基づき、山田原第２地区県営水利施設等保全高度化事業　畑地帯総合整備事業計画（区画整理工、農業用用排水施設工）を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第６項で準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

１　縦覧に供すべき書類の名称
山田原第２地区県営水利施設等保全高度化事業　畑地帯総合整備事業計画変更計画書
（区画整理工、農業用用排水施設工）

２　縦覧期間
令和５年３月17日から令和５年４月６日まで

３　縦覧場所
平　　日：雲仙市役所　農林水産部　農漁村整備課
土日祝日：雲仙市役所　当直室

特定開発行為に関する工事完了（公告）

次の特定開発行為に関する工事は完了した。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和３年２月１日 長崎県指令２砂第141号 変更許可 令和３年11月８日 長崎県指令３砂第104号	長崎県佐世保市花高三丁目28番２の一部、28番３の一部、28番４の一部、28番５の一部、28番11、49番２、51番、52番、53番４、53番イ、53番ロ、60番59、65番１、65番２、65番３の一部、65番11の一部、65番12の一部、65番13、65番14の一部、65番15の一部、65番16の一部、65番17の一部、65番18、65番19、90番１の一部、90番２の一部、90番11の一部、90番12の一部、91番、92番１の一部、花高四丁目90番11の一部、110番128の一部	長崎県佐世保市広田１丁目38番12号 株式会社ユウキ 代表取締役 馬場　勝

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和５年３月17日

長崎県知事　大石　賢吾

１　物品名及び予定数量
５入札第１号　全世帯広報誌【単価契約】　予定数量　約490,000部／１回×12回発行

２　契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570　長崎市尾上町３－１　電話095-895-2881

３　調達方法
購入

４　契約方法
一般競争入札

５　落札決定日
令和５年３月８日

６　落札者

長崎市興善町２－24　長崎第一生命ビルディング４階
凸版印刷（株）長崎営業所　所長　霜出　浩嗣
7　落札価格
7.80円（１部あたりの単価）　（消費税及び地方消費税を含まない額）
8　入札公告日
令和５年１月24日
9　落札方式
最低価格

公安委員会規則

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和５年３月17日

長崎県公安委員会委員長　瀬戸　牧子

長崎県公安委員会規則第６号

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次	目次
第１章及び第２章　略	第１章及び第２章　略
第３章　遠隔操作による通行の届出等（第13条の２－第13条の４）	
第４章及び第５章　略	第３章及び第４章　略
第６章　特定自動運行の許可等（第26条の２－第26条の７）	
第７章～第11章　略	第５章～第９章　略
附則	附則
第３章　遠隔操作による通行の届出等	
（遠隔操作による通行の届出）	
第13条の２　法第15条の３第１項の規定による届出は、遠隔操作により通行させる場所を管轄する署長を経由して公安委員会に行うものとする。	
２　前項の通行させる場所が二以上の署長の管轄にわたるときは、いずれかの署長を経由することで足りる。	
（報告又は資料の提出要求）	
第13条の３　法第15条の５第１項の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する報告又は資料の提出の要求は、別記様式第15号の２の報告・資料提出要求書により行うものとする。	
（指示）	
第13条の４　法第15条の６の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、別記様式第15号の３の指示書を交付して行うものとする。	
第４章及び第５章　略	第３章及び第４章　略
第６章　特定自動運行の許可等	
（特定自動運行の許可の申請等）	
第26条の２　法第75条の12第２項に規定する特定自動運行の許可の申請、法第75条の16第１項に規定する特定自動運行計画の変更に係る許可の申請、同条第３項及び第４項の規定による届出並びに施行規則第９条の19第２項の規定によ	

る特定自動運行に係る許可証（以下第26条の７において「許可証」という。）の再交付の申請は、特定自動運行の経路を管轄する署長を経由して公安委員会に行うものとする。 ２　前項の特定自動運行の経路が二以上の署長の管轄にわたるときは、いずれかの署長を経由することで足りる。 （許可に係る関係機関への意見聴取） 第26条の３　法第75条の13第２項の規定による意見聴取は、別記様式第28号の２の特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）を交付して行うものとする。 ２　施行規則第９条の22の規定による意見聴取は、別記様式第28号の３の特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）を交付して行うものとする。 （報告又は資料の提出要求） 第26条の４　法第75条の25第１項の規定による特定自動運行実施者に対する報告又は資料の提出の要求は、別記様式第15号の２の報告・資料提出要求書により行うものとする。 （指示） 第26条の５　法第75条の26第１項の規定による特定自動運行実施者に対する指示は、別記様式第15号の３の指示書を交付して行うものとする。 （行政処分に係る関係機関への意見聴取） 第26条の６　法第75条の26第２項の規定による意見聴取は、別記様式第28号の４の特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書を交付して行うものとする。 （許可証の返納） 第26条の７　施行規則第９条の38第１項又は第３項の規定による許可証の返納は、別記様式第28号の５の特定自動運行に係る許可証返納届に許可証を添え、特定自動運行の経路を管轄する署長を経由して公安委員会に行うものとする。	
第７章～第11章　略	第５章～第９章　略

別記様式第15号の次に次の２様式を加える。

別記様式第15号の２（第13条の３、第26条の４関係）

長崎県公安委員会達第　　号
年　　月　　日

（遠隔操作型小型車の使用者）
（特定自動運行実施者）
住所

殿

長崎県公安委員会　　印

報告・資料提出要求書

下記の理由により、あなたに対して道路交通法 第15条の５第１項 / 第75条の25第１項 の規定に基づき、報告（資料の提出）を要求します。

理　　由	
報告事項又は資料提出	
備　　考	
期　　限	年　　月　　日まで

（教示文）

1　この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第15号の３（第13条の３、第26条の４関係）

長崎県公安委員会達第　　号
年　　月　　日

（遠隔操作型小型車の使用者）
（特定自動運行実施者）
住所

殿

長崎県公安委員会　印

指示書

道路交通法 第15条の6 / 第75条の26第１項 の規定により、次のとおり指示します。

届出番号 許可証番号	
指示事項	

指 示 理 由	

（教示文）

１　この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第28号の次に次の４様式を加える。

別記様式第28号の２（第26条の３関係）

長公委（　　）第　　号
年　　月　　日

様

長崎県公安委員会　　印

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）

年　月　日、別紙１（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第１項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第75条の13第２項の規定に基づき、別紙　　の書類を添えて意見を聴取します。

つきましては、　　年　月　日までに文書をもって回答願います。

１　申請者の氏名又は名称

２　意見聴取の内容

一　特定自動運行用自動車には、自動運行装置が搭載されているか。また、当該自動運行装置は、運転者を要する自動運行装置ではないか。

二　特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を常に満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。

三　特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事

情が認められるものであるか。	
取扱者の氏名及び連絡先	

別記様式第28号の３（第26条の３関係）

長公委（　　）第　　号
年　　月　　日

様

長崎県公安委員会　　印

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）

年　月　日、別紙１（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第１項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第９条の22の規定に基づき、別紙　　の書類を添えて意見を聴取します。

意見があれば、　　年　月　日までに文書をもって回答願います。

１　申請者の氏名又は名称

２　意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先	

別記様式第28号の４（第26条の６関係）

長公委（　　）第　　号
年　　月　　日

様

長崎県公安委員会　　印

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

道路交通法　　の規定により、別紙（　　の写し）のとおり、　　を行うことを予定しているところ、同法第75条の26第２項の規定に基づき、意見を聴取します。

意見があれば、　　年　月　日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

１　特定自動運行実施者の氏名又は名称

２　意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先	

別記様式第28号の５（第26条の７関係）

特定自動運行に係る許可証返納届

年　　月　　日

長崎県公安委員会　殿

住　所
届出者
氏　名

道路交通法施行規則 第９条の38第１項 / 第９条の38第３項 の規定により、届け出ます。

許可証番号	長崎県公安委員会指令第　　号
返納理由の発生年月日	年　　月　　日
返納理由	

別記様式第13号、別記様式第15号、別記様式第38号、別記様式第38号の４中「殿」を「様」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第15号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第７条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和５年３月17日

長崎県公安委員会委員長　瀬戸　牧子

１　検定を行う警備業務の種別及び区分

雑踏警備業務２級

２　検定の日時、場所及び検定予定人員

⑴　日時

令和５年６月22日（木）午前10時から午後５時までの間

⑵　場所

長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地　とぎつカナリーホール

⑶　検定予定人員

15人

３　受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

⑴　長崎県内に住所を有する者

⑵　長崎県内の営業所に属する警備員

４　検定試験内容

⑴　学科試験

ア　警備業務に関する基本的な事項

イ　法令に関すること。

ウ　雑踏の整理に関すること。

エ　人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

⑵　実技試験

ア　雑踏の整理に関すること。

イ　人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

⑶　検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

５　検定申請の手続

⑴　申請期間、申請先等

申　請　期　間	申　請　時　間	申　請　先
令和５年３月27日（月）から同年４月７日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前９時から午後４時まで。ただし、午後０時から午後１時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※　検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、

郵送による検定申請は、受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

⑵　提出書類

ア　検定申請書　１通

イ　申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

(ｱ)　申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面　１通

(ｲ)　申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

ａ　申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面　いずれか１通

ｂ　申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面　１通

ウ　申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面　１通

エ　写真（申請前６か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）　２葉

６　検定手数料

13,000円

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

７　合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

８　その他

⑴　新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

⑵　問合せ先

ア　長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ　長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

監査委員公表

監査委員公表第３号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項及び第７項の規定により実施した監査の結果を、同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和５年３月17日

長崎県監査委員　下田　芳之
同　砺山　和仁
同　前田　哲也
同　中村　泰輔

令和４年度普通会計定期監査結果（後期）

第１　監査の概要

１　監査対象機関及び実施日

地方自治法第199条第４項の規定による令和４年度後期における普通会計の定期監査を、長崎県監査基準に準拠し、令和４年９月７日から令和５年２月15日までの期間において、118箇所の地方機関（知事部局、県立学校等、警察署）を対象として実施した。

監査対象機関、委員監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

【監査対象機関】

	地　方　機　関			
	知事部局	県立学校等	警察署	計
実地監査	9	28	7	44
書面監査	12	48	14	74
合　計	21	76	21	118

２　監査対象期間

原則として令和３年度を対象期間としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和４年度についても監査日までを対象期間とした。

３　監査の観点

監査に当たっては、県の事務事業が法令等に則り適正に行われているか、また、経済性、効率性、有効性は確保されているかの３Ｅの観点から実施した。

４　基本事項

⑴　収入

①　収入確保のため、調定事務、徴収対策が適切に行われているか。

②　収入未済の解消について、時効の管理を含む債権管理が適切に行われ、効率的な回収に取り組まれているか。

⑵　予算の執行

①　予算の執行は、適切に行われているか。

②　経済性を考慮し計画的かつ効率的に執行され、効果的なものとなっているか。

⑶　契約

①　業務の履行確認は、徹底されているか。

②　予定額の積算根拠は、明確かつ適切であるか。

③　委託の成果は、有効に活用されているか。

⑷　工事

①　工事の計画・設計・施工は、法令等に準拠しているか。また、適切かつ効率的、経済的に執行されているか。

②　設計積算にあたって十分な検討及び設計照査が行われているか。また、特に契約変更時は必要性、経済性が検討されているか。

③　入札手続、契約方法、支出に関する事務処理は、適切に行われているか。

⑸　補助金等

①　補助金等の事務処理は、関係法令等に基づいて適切に行われているか。

②　補助事業完了後の審査は、書面や現地で適切に行われているか。

③　補助事業の効果の検証は、行われているか。

⑹　物品

①　物品の調達・管理は、規則等に基づき適切に行われているか。

②　物品は、有効に活用されているか。

⑺　財産の管理

①　公有財産の管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
②　公有財産は、有効に活用されているか。

第２　監査の結果

１　総括

監査の結果、地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のとおり、是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

２　指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

［単位：件］

	計	収入未済	収入	予算執行	契約	工事	補助金等	物品	財産管理	その他
指摘事項	(59) 65	(3) 2	(5) 7	(4) 4	(27) 17	(3) 2	2	(11) 15	(3) 10	(3) 6
指導事項	(205) 167	(6) 6	(7) 8	(4) 7	(104) 82	(1) 2	(4) 1	(54) 33	(18) 26	(7) 2
意　　見	(3) 2				(2)			(1)	2	
合　　計	(267) 234	(9) 8	(12) 15	(8) 11	(133) 99	(4) 4	(4) 3	(66) 48	(21) 38	(10) 8

（　）は令和３年度後期監査結果件数

今回は、「財産の管理」に関して、学校保健安全法に定める学校安全計画の策定などの対応状況に留意したことなどにより、当項目において検出件数が特に増加している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

⑴　指摘事項
①　法令、条例又は通達等に違反しているもの
②　機関の意思決定が適切になされていないもの
③　収入確保に適切な措置を要するもの
④　予算を目的外に支出しているもの
⑤　不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
⑥　経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
⑦　前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
⑧　その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

⑵　指導事項
指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

⑶　意　　見
①　執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
②　県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

⑴　収入未済について（指摘２件、指導６件）

収入未済については、適正な債権管理を行い、個別状況に応じた早期の対応に努めるなど効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めるべきである。

⑵　収入について（指摘７件、指導８件）

生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず告示等を行っていない事例、公用車の自動車損害賠償責任保険の解約手続きを行っていない事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

⑶　予算の執行について（指摘４件、指導７件）

浄化槽の維持管理において法定水質検査の実施前に不要な水質検査を行っている事例、備品購入において地方機関で購入することができる金額を超えて購入している事例などが認められたので、適正な事務処

理を行うべきである。

⑷　契約について（指摘17件、指導82件）

トンネル非常用設備点検業務委託で報告された不具合箇所について対応が遅延している事例、自家用電気工作物保守管理業務において契約期間内に点検が実施されていない事例、浄化槽ブロワー修理の契約において見積書を徴取していない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

⑸　工事について（指摘２件、指導２件）

道路改良工事において、アンカーボルトの引張試験の結果を確認しないまま完了検査を合格としている事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

⑹　補助金等について（指摘２件、指導１件）

補助金等交付要綱等の補助対象者と実際の交付申請者が異なっている事例などが認められたので、補助金等交付規則などに則り適正な事務処理を行うべきである。

⑺　物品について（指摘15件、指導33件）

消耗品等出納簿（切手）において、帳簿と現物の残数量が一致していない事例や倉庫等に使用見込みのない備品等が長期間保管されている事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な物品の管理に努めるべきである。

⑻　財産の管理について（指摘10件、指導26件）

学校内の施設及び設備について学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されていない事例、従物（工作物等）内訳表が作成されていない事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

⑼　その他（指摘６件、指導２件）

公金支出情報システムにおいて個人名を表示している事例、保管金において税務署へ納付すべき所得税等の一部が４年にわたり払い出されていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

第３　指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

１　総務部

⑴　収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（県税及び加算金等）

［壱岐振興局管理部税務課］

２　地域振興部

⑴　予算の執行

支出事務において、歳出審査済一覧表の確認処理が不十分である。　［県央振興局管理部総務課］

⑵　契約

①　県公用車の損傷箇所の修繕について、特段の理由がないにもかかわらず、１者随意契約を行っている。また、履行期限の延長にかかる対応が不十分である。　［五島振興局上五島支所総務課］

②　上五島保健所浄化槽清掃業務において、見積書を徴取していない。　［五島振興局上五島支所総務課］

⑶　物品

①　前回、局内他課の監査で指導したにもかかわらず、レターパックの現在数が消耗品等出納簿（切手）の残数と一致しない。　［五島振興局管理部総務課］

②　消耗品等出納簿（切手・収入印紙）において、作成漏れがある。　［壱岐振興局管理部総務課］

⑷　財産の管理

壱岐振興局庁舎1階売店前において、物販スペースとして廊下の一部を使用させている。

［壱岐振興局管理部総務課］

３　県民生活環境部

⑴　その他

食品衛生法第28条に基づく収去検査において、生活衛生課から令和３年７月12日付の通知「収去検査における指導基準不適合時の対応について」を受けていたにもかかわらず、事業者から食品を収去し、食品検査で不適合となった後の対応が不十分である。　［対馬振興局保健部衛生環境課］

４　福祉保健部

⑴　収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（障害福祉手数料等）
［こども医療福祉センター］

⑵　収入
公衆電話利用料において、収納した現金を現金出納簿に登記していない。また、現金払込書ではなく納入通知書により払い込んでいる。　［佐世保こども・女性・障害者支援センター］

⑶　契約
第三者評価業務委託において、見積書を徴取していない。［長崎こども・女性・障害者支援センター］

⑷　物品
①　消耗品等出納簿（切手等）について、令和３年度末の残高確認を令和４年度の物品管理者が行っている。また、令和４年度当初に記載する前年度からの繰越高の欄に出納員等の押印がない。
［佐世保こども・女性・障害者支援センター］
②　利用実績がない高額重要物品の医療機器について、前回指導したにもかかわらず、利活用や処分を検討していない。　［こども医療福祉センター］
③　重要物品及び備品の処分において、不用及び処分の決定決議を行わないまま棄却処分している。
［こども医療福祉センター］
④　倉庫に使用済の物品が大量に長期間保管されている。　［こども医療福祉センター］

⑸　財産の管理
①　従物（工作物等）内訳表が作成されていない。　［こども医療福祉センター］
②　敷地内にある物置について、目的外使用許可の手続きがとられていない。
［こども医療福祉センター］

⑹　その他
公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。　［こども医療福祉センター］

5　水産部

⑴　予算の執行
予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）の総務課長による毎月の確認が行われていない。
［総合水産試験場］

⑵　契約
①　有害な業務を行う屋内作業場において、労働安全衛生法に定める作業環境測定を行っていない。
［総合水産試験場］
②　漁業調査船用燃料単価契約（Ａ重油）の変更契約において、予定価格調書を作成していない。また、当初の予定額の積算を誤っている。さらに、契約保証金の免除要件確認が不十分である。加えて、変更契約時に徴取した見積書に見積決定日及び受付印がない。　［総合水産試験場］

⑶　補助金等
①　持続可能な新水産業創造費補助金において、長崎県水産部関係補助金等交付要綱等の補助対象者と実際の交付申請者、交付決定の相手方が異なっている。　［五島振興局農林水産部水産課］
②　持続可能な新水産業創造費補助金において、長崎県水産部関係補助金等交付要綱等の補助対象者と実際の交付申請者、交付決定の相手方が異なっている。
［対馬振興局農林水産部対馬水産業普及指導センター］

⑷　物品
消耗品等出納簿（切手）において、帳簿と現物の残数量が一致していない。　［総合水産試験場］

⑸　財産の管理
取水管について、占用に係る協議を行わないまま漁港施設及び海面を占用している。
［総合水産試験場］

6　農林部

⑴　収入
①　公用車の自動車損害賠償責任保険の解約手続きを行っていない。また、処分手続きが遅延している。
［五島振興局農林水産部農業振興普及課］
②　生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。
［農林技術開発センター］

⑵　契約

自家用電気工作物保安管理業務委託において、至急対応が必要な不具合等が過去から報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。［農林技術開発センター］

⑶　物品

①　物品の取得において、前回の監査で農林技術開発センター内の他部署に指導したにもかかわらず、物品出納簿に登記すべき物品が登記されていない。［農林技術開発センター］

②　老朽化して使用されていない物品及び設備が多数存在し、適切に管理されていない。［農林技術開発センター］

③　消耗品等出納簿（切手）において、現物と帳簿が一致しないものがある。また、年度当初並びに毎月末の物品管理者等による確認が行われていない。［農林技術開発センター］

④　生産品について、消耗品等出納簿への登記が遅延している。また、委託販売契約に定める受託証を徴していない。［農林技術開発センター］

7　土木部

⑴　収入

公文書の写しの交付において、決裁を行うことなく写しを交付している。［五島振興局上五島支所建設部管理・用地課］

⑵　契約

①　電気工作物（一般用・自家用）保安点検業務委託において、大左右川樋門の自家用電気工作物の不具合箇所について、対応が遅延している。また、樋門管理操作を受託している壱岐市が契約どおりに点検しているか確認されていない。［壱岐振興局建設部管理・用地課］

②　壱岐振興局管内道路台帳補正委託（単価契約）において、検査調書を作成していない。［壱岐振興局建設部建設課］

③　一般国道382号外3線道路維持工事（トンネル非常用設備点検業務委託）で報告された不具合箇所について、対応が遅延している。［対馬振興局建設部道路課］

④　対馬振興局管内ダム電気通信設備保守点検業務委託で報告された不具合箇所について、対応が遅延している。［対馬振興局建設部河港課］

⑤　瀬川総合流域防災工事（橋梁設計業務委託）において、現在地で橋梁を架け替える予定であるにもかかわらず、既設橋撤去を積算していない。［対馬振興局建設部河港課］

⑶　工事

一般県道諫早外環状線道路改良工事（盛土工10）において、アンカーボルトの引張試験の結果を確認しないまま完了検査を合格としている。［県央振興局建設部道路第二課］

⑷　物品

前回指導したにもかかわらず、消耗品等出納簿（切手）において、令和４年度当初の繰越高確認に、物品管理者・出納員の確認がなされていない。［対馬振興局建設部上県土木出張所］

8　教育庁

⑴　収入

①　生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。［島原農業高等学校］

②　生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。［北松農業高等学校］

③　生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。［大村城南高等学校］

⑵　予算の執行

①　浄化槽の維持管理において、法定水質検査の実施前に不要な水質検査を行っている。［五島南高等学校］

②　備品購入において、地方機関で購入することができる金額を超えて購入している。［島原農業高等学校］

⑶　契約

①　植木剪定及び枯松伐採業務委託の見積合わせにおいて、提出期限を過ぎた見積書を有効として見積決定を行っている。［大崎高等学校］

②　ＰＣＲ検査において、見積書を徴取していない。［奈留高等学校］

③　溶接ヒューム（マンガン）濃度測定業務委託において、測定結果に対する換気等の措置を講じた後、法で定める効果確認のための再測定を行っていない。　［長崎工業高等学校］

④　油圧万能試験機設置に伴う付帯工事の設計委託において、ＦＡＸ見積が同価の場合のくじによる決定手順を誤っている。　［鹿町工業高等学校］

⑤　浄化槽ブロワー修理の契約において、見積書を徴取していない。　［島原特別支援学校］

⑥　自家用電気工作物保守管理業務において、契約期間内に点検が実施されていない。　［諫早東特別支援学校］

⑷　工事

ろ過装置ろ材取替工事において、設計に誤りがあり、予定額の積算が不十分である。　［長崎工業高等学校］

⑸　物品

①　県立学校ＩＣＴ活用授業推進事業（１人１台パソコン）により導入したタブレット型パソコンについて、貸付の決定がないまま生徒へ貸付を行っている。

また、受領書徴取と貸付物品返却確認チェック表の確認が組織として行われていない。　［西陵高等学校］

②　カヌー艇庫に保管しているカヌー等について、西陵高等学校所有以外のものが多数置かれており、管理が不十分である。　［西陵高等学校］

③　カヌー艇庫に保管しているカヌー等について、長崎鶴洋高等学校以外の物品が多数置かれており、管理が不十分である。　［長崎鶴洋高等学校］

⑹　財産の管理

①　学校内の施設及び設備について、学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されておらず、安全点検が実施されていない。　［国見高等学校］

②　一般国道204号に設置している学校の案内柱について、道路法に基づく道路占用許可を受けておらず、管理が不十分である。　［佐世保商業高等学校］

③　臨海実習場に係る取水管について、占用許可を受けないまま道路及び漁港施設を占用している。　［長崎鶴洋高等学校］

④　学校内の施設及び設備について、学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されておらず、定期的な安全点検が実施されていない。　［五島海陽高等学校］

⑤　学校内の施設及び設備について、学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されていない。　［鶴南特別支援学校］

⑺　その他

①　公用車の公用車使用簿兼日常点検チェックリストが作成されていない。また、公用車等運転確認簿が作成されていない車両がある。さらに、道路交通法施行規則の一部改正を反映した、公用車の公用車等運転確認簿の整備がなされていない。　［諫早農業高等学校］

②　保管金において、税務署へ納付すべき所得税等の一部が４年にわたり払い出されていない。　［大村工業高等学校］

③　公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。　［清峰高等学校］

④　公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。　［川棚特別支援学校］

９　警察本部

⑴　財産の管理

借上財産の排水管敷地について、公舎取り壊しにより借上契約を終了しているが、存置する県有の排水管の譲渡等の手続きが行われていない。　［対馬南警察署］

第４　意　見

今期の監査では、契約事務において、委託業務等の仕様書で廃棄物処理を求めているにもかかわらず処理に係る確認を行っていない事例、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を保存していない事例、剪定業務で処分に係る写真等を提出していない事例などが見受けられたので、各種手引等に基づいて適切な事務手続を進め、確実な履行確認が行われるよう、決裁ラインによる組織としてのチェック体制を徹底されたい。

さらに、設備等の点検業務委託において、消防庁告示で６ヶ月に１回と定められている点検が遅延している事例、実際の点検が契約書で定める時期と異なっている事例などが見受けられたため、適正な時期に点検を行うよう十分留意されたい。

なお、執行機関等に対し今回の監査において特に速やかに改善・検討などを促すことが必要と認められるものは、以下のとおりである。

⑴　学校保健安全法に定める学校安全計画の策定等について

平成21年４月１日から改正施行された学校保健安全法により、全ての学校において、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検などについて学校安全計画を策定し、これらを実施しなければならないとされている。

しかしながら、県立学校において、同法に基づく学校安全計画が策定されていない事例、安全点検が実施されていない事例、安全点検の実施が確認できない事例が少なからず見受けられたので、所管課においては、県立学校に対し、同法に基づく計画の策定及び施設設備の安全点検等を適正に行うよう指導し徹底されたい。　〔児童生徒支援課、教育環境整備課〕

⑵　設備等における従物（工作物等）内訳表の登載について

公有財産（従物を含む）は、県民から負託された重要な財産であり、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて効率的に運用することが求められる。

従物（工作物等）については、「土地、建物の従物(工作物等)の公有財産台帳への登載について」（平成20年10月16日20管第89号総務部長通知）により、従物（工作物等）内訳表に登載する必要があり、修繕、改良、更新等があった場合（原状回復程度の修繕を除く）も同様であることが規定されている。

しかしながら、地方機関において、従物（工作物等）内訳表を作成していない事例、修繕・更新等により機能が向上した設備（ＬＡＮ配線の新設、ＬＥＤ照明への更新など）が従物（工作物等）内訳表に登載されていない事例などが散見されたので、所管課においては、従物（工作物等）内訳表の適正な整備について、再度周知徹底されたい。　〔管財課〕

（別　紙）委員監査の実施状況

１　実地監査

監　査　対　象　機　関	委員監査年月日	監　査　委　員
［知事部局］		
（振興局）		
県央振興局	令和４年12月22日	下田　芳之　　砺山　和仁 前田　哲也　　中村　泰輔
五島振興局	令和４年11月14日	下田　芳之　　砺山　和仁 前田　哲也　　中村　泰輔
五島振興局上五島支所	令和４年11月15日	下田　芳之　　前田　哲也
壱岐振興局	令和４年11月７日	下田　芳之　　砺山　和仁 前田　哲也　　中村　泰輔
対馬振興局	令和４年11月８日	下田　芳之　　砺山　和仁 前田　哲也　　中村　泰輔
（福祉保健部関係）		
上五島福祉事務所	令和４年11月15日	下田　芳之　　前田　哲也
こども医療福祉センター	令和５年１月16日	下田　芳之　　前田　哲也
（水産部関係）		
総合水産試験場	令和５年１月17日	下田　芳之　　前田　哲也
（農林部関係）		
農林技術開発センター	令和５年１月16日	下田　芳之　　前田　哲也
［県立学校等］		
埋蔵文化財センター	令和４年11月７日	下田　芳之　　中村　泰輔
長崎東中学校	令和５年１月17日	砺山　和仁　　中村　泰輔
佐世保北中学校	令和５年１月24日	下田　芳之　　前田　哲也
長崎東高等学校	令和５年１月17日	砺山　和仁　　中村　泰輔
佐世保北高等学校	令和５年１月24日	下田　芳之　　前田　哲也
島原高等学校	令和５年１月12日	砺山　和仁　　前田　哲也
西陵高等学校	令和５年１月11日	下田　芳之
松浦高等学校	令和５年１月23日	下田　芳之　　前田　哲也

波佐見高等学校	令和５年１月23日	下田　芳之　　前田　哲也
国見高等学校	令和５年１月12日	下田　芳之
五島南高等学校	令和４年11月15日	砺山　和仁　　中村　泰輔
奈留高等学校	令和４年11月15日	砺山　和仁　　中村　泰輔
対馬高等学校	令和４年11月８日	砺山　和仁　　前田　哲也
諫早農業高等学校	令和５年１月11日	砺山　和仁　　前田　哲也
西彼農業高等学校	令和５年１月17日	下田　芳之　　前田　哲也
北松農業高等学校	令和５年１月23日	砺山　和仁　　中村　泰輔
鹿町工業高等学校	令和５年１月23日	砺山　和仁　　中村　泰輔
佐世保商業高等学校	令和５年１月24日	下田　芳之　　前田　哲也
島原商業高等学校	令和５年１月12日	砺山　和仁　　前田　哲也
長崎鶴洋高等学校	令和５年１月16日	砺山　和仁　　中村　泰輔
五島海陽高等学校	令和４年11月15日	砺山　和仁　　中村　泰輔
鳴滝高等学校	令和５年１月17日	砺山　和仁　　中村　泰輔
佐世保中央高等学校	令和５年１月24日	砺山　和仁　　中村　泰輔
盲学校	令和５年１月17日	下田　芳之　　前田　哲也
島原特別支援学校	令和５年１月12日	下田　芳之
長崎特別支援学校	令和５年１月16日	砺山　和仁　　中村　泰輔
諫早東特別支援学校	令和５年１月16日	下田　芳之　　前田　哲也
大村特別支援学校	令和５年１月11日	下田　芳之
［警察署］		
大浦警察署	令和５年１月16日	砺山　和仁　　中村　泰輔
浦上警察署	令和５年１月17日	砺山　和仁　　中村　泰輔
佐世保警察署	令和５年１月24日	砺山　和仁　　中村　泰輔
松浦警察署	令和５年１月23日	下田　芳之　　前田　哲也

五島警察署	令和４年11月15日	砺山　和仁　　中村　泰輔
壱岐警察署	令和４年11月７日	砺山　和仁　　前田　哲也
対馬南警察署	令和４年11月８日	下田　芳之　　中村　泰輔

２　書面監査

監　査　対　象　機　関	監　査　対　象　機　関
［知事部局］	［県立学校等］
（危機管理監関係）	対馬歴史研究センター
消防学校	教育センター
（総務部関係）	長崎図書館
東京事務所	諫早高等学校附属中学校
（県民生活環境部関係）	長崎西高等学校
諫早食肉衛生検査所	長崎南高等学校
（福祉保健部関係）	長崎北高等学校
西彼福祉事務所	長崎北陽台高等学校
東彼・北松福祉事務所	佐世保南高等学校
長崎こども・女性・障害者支援センター	佐世保西高等学校
佐世保こども・女性・障害者支援センター	諫早高等学校
（こども政策局関係）	大村高等学校
開成学園	五島高等学校
（産業労働部関係）	猶興館高等学校
長崎高等技術専門校	大崎高等学校
佐世保高等技術専門校	西彼杵高等学校
（農林部関係）	川棚高等学校
肉用牛改良センター	諫早東高等学校
（土木部関係）	小浜高等学校
石木ダム建設事務所	口加高等学校

北松西高等学校	虹の原特別支援学校
宇久高等学校	鶴南特別支援学校
上五島高等学校	希望が丘高等特別支援学校
中五島高等学校	川棚特別支援学校
壱岐高等学校	諫早特別支援学校
豊玉高等学校	桜が丘特別支援学校
上対馬高等学校	［警察署］
島原農業高等学校	長崎警察署
長崎工業高等学校	時津警察署
佐世保工業高等学校	西海警察署
島原工業高等学校	諫早警察署
大村工業高等学校	雲仙警察署
諫早商業高等学校	島原警察署
壱岐商業高等学校	南島原警察署
佐世保東翔高等学校	川棚警察署
大村城南高等学校	早岐警察署
平戸高等学校	相浦警察署
長崎明誠高等学校	江迎警察署
島原翔南高等学校	平戸警察署
清峰高等学校	新上五島警察署
ろう学校	対馬北警察署
佐世保特別支援学校	

令和４年度財政援助団体等監査　監査結果

第１　監査の概要

地方自治法第199条第７項の規定に基づき、かつ、長崎県監査基準に準拠し、令和４年度財政援助団体等監査を次のとおり実施した。

⑴　監査の対象

令和３年度に財政的援助等を行った、別紙記載の32団体。

⑵　監査の着眼点

財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査した。

⑶　監査の実施内容

実地監査及び書面監査により実施。（詳細は別紙のとおり）

ア　監査年月日

令和４年８月３日～令和５年２月15日

イ　監査委員

下田　芳之、砺山　和仁、前田　哲也、中村　泰輔

第２　監査の結果

１　総　括

監査の結果、財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動内容については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正、改善等を要する事項が認められたので、該当した団体についての適切な指導を主務課に求めるとともに、主務課に対するものについては直接是正等を求めた。

２　指摘事項等件数

区　分	指摘事項		指導事項		意見		合計	
	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数
団体に対するもの	7	8	7	14	3	3	※　13	25
主務課に対するもの	6	6	1	1	1	1	※　7	8
合　計	－	14	－	15	－	4	－	33

※合計欄の団体数については、重複分を除いている。

※　監査結果は、次の区分により取り扱う。

⑴　指摘事項

①　法令、条例又は通達等に違反しているもの

②　機関の意思決定が適切になされていないもの

③　収入確保に適切な措置を要するもの

④　予算を目的外に支出しているもの

⑤　不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの

⑥　経済性・効率性、有効性の観点から改善を要するもの

⑦　前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの

⑧　その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

⑵　指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

⑶　意見

①　執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの

②　県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

３　指摘事項及び意見

【出資団体】

⑴　長崎国際航空貨物ターミナル　株式会社

意　　見

ア　航空貨物取扱事業について

当該団体の令和３年度航空貨物取扱量は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国際線（長崎～上海線）の運休や国内線航空機の小型化による貨物取扱量の減少などにより5.0トン（令和２年度：4.0トン）となっている。

早期の取扱量拡大は困難な状況にあるものの、今後、国際線の運航やクルーズ船の県内寄港の再開、九州・長崎ＩＲ区域整備計画の認定や長崎空港の24時間化に向けた動きなど、事業環境が改善する要素も見受けられるので、引き続き、県や関係機関と連携しながら、航空貨物取扱量の拡大に努められたい。

意　　見（対象：交通政策課）

ア　航空貨物取扱事業について

長崎国際航空貨物ターミナル（株）の令和３年度航空貨物取扱量は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国際線（長崎～上海線）の運休や国内線航空機の小型化による貨物取扱量の減少などにより、5.0トン（令和２年度：4.0トン）となっている。

早期の取扱量拡大は困難な状況にあるものの、今後、国際線の運航やクルーズ船の県内寄港の再開、九州・長崎ＩＲ区域整備計画の認定や長崎空港の24時間化に向けた動きなど、事業環境が改善する要素も見受けられるので、引き続き、当該団体や関係機関と連携しながら、航空貨物取扱量の拡大に努められたい。

当該団体の国際航空貨物取扱量の推移　　（単位：トン）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取扱量	42.7	1.8	3.8

当該団体の国内航空貨物取扱量の推移
（ORC　福江－長崎）　　（単位：トン）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取扱量	3.5	2.2	1.2

⑵　公益財団法人　長崎県産業振興財団

指摘事項

ア　特定資産に係る取扱要領について

令和元年度の監査において、特定目的のため預金等を積み立てる特定資産に係る取扱要領の作成を検討するよう指導したが、未だ作成されていないので、速やかに取扱要領を作成すること。

⑶　長崎県土地開発公社

意　　見

ア　当法人の事業完了及び解散・清算について

当法人は、令和３年度に策定した「長崎県土地開発公社経営改善計画（令和４年度～令和７年度）」に基づき、令和７年度末で事業を完了することとしているが、造成した住宅用地の販売促進や大村臨海工業用地の県買戻し等の課題があるので、県関係部局等とのより一層の連携を図りながら、円滑な解散・清算を進められたい。

⑷　長崎県央バス　株式会社

指摘事項

ア　固定資産の会計処理について

固定資産台帳において、中古乗合車両５台分の取得価格を、当該団体の会計処理方式に基づき税抜価

格で処理すべきところ税込価格で記載している。

また、売却した貸切車両について、売却価額と売却時簿価の差額を固定資産売却損益として計上すべきところ売却代金のみを雑収入として計上するなど、固定資産の会計処理が適切でない事例が散見されるので、適正な処理を行うこと。

意　　見

ア　経営状況について

令和３年度の経営成績は、売上高が７億637万円で、経常損失が1,767万円、当期純損失が2,098万円となっており前年度に比べ561万円悪化し、累積欠損金は3,533万円に膨らんでいる。これは主に、独自運行事業のうち貸切事業（臨時運輸収入）に係る売上がコロナ禍前の水準まで回復していないことによるものである。

現在、令和６年度からの長崎県交通局への事業統合が検討されているが、同局と連携しながら一層の収支改善に努められたい。

○損益計算書　　（単位：千円）

			Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	増　減　額	
						Ｒ３－Ｒ２	Ｒ３－Ｒ１
売上高			748,523	682,541	706,375	23,833	△42,148
	独自分	普通運輸収入	63,530	53,999	51,560	△2,439	△11,970
		定期券収入	30,765	28,920	35,808	6,888	5,043
		臨時運輸収入	44,913	5,823	4,539	△1,283	△40,374
		小　　計	139,208	88,741	91,907	3,165	△47,301
	運行受託収入（交通局）		606,789	592,580	613,270	20,691	6,481
	広告収入		311	131	182	51	△129
	雑収入		2,215	1,090	1,016	△74	△1,199
売上原価			730,495	701,181	713,760	12,580	△16,735
売上総利益			18,028	△18,639	△ 7,385	11,254	△25,413
販売費及び一般管理費			17,144	17,462	15,277	△2,186	△1,867
営業利益			884	△36,102	△ 22,662	13,439	△23,546
営業外収益			809	21,070	6,213	△14,857	5,404
営業外費用					1,217	1,217	1,217
経常利益			1,693	△15,032	△ 17,667	△2,635	△19,359
特別利益					417	417	417
特別損失					3,396	3,396	3,396
税引前当期純利益			1,693	△15,032	△ 20,646	△5,614	△22,339
法人税等			2,247	333	333	0	△1,914
当期純利益			△554	△15,365	△ 20,979	△5,614	△20,424
利益剰余金（累積欠損金）			1,017	△14,348	△35,327	△20,979	△36,343

※端数処理（四捨五入）の関係上、合計と内訳が一致しないものがある。

⑸　公益財団法人　長崎県暴力追放運動推進センター

指摘事項

ア　補助金について

長崎県暴力追放運動推進センター補助金に係る暴力追放相談委員に対する謝金について、支払の根拠となる相談回数の資料が作成されておらず、相談回数の実績が確認できない。

【公の施設の指定管理者】

⑹　株式会社　乃村工藝社

［施設名：長崎歴史文化博物館、長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム］

指摘事項

ア　収蔵資料の管理について（長崎歴史文化博物館）

長崎歴史文化博物館の収蔵資料について、全数点検が計画的に進められているが、現在11点の所在が確認できない状態となっているので、引き続き、所在の確認及び収蔵資料の適正な保存管理に努めること。

イ　企画展のチケットの管理について（長崎歴史文化博物館）

令和４年７月から８月に開催した企画展のチケットについて、印刷納入時の履行確認が未実施であったため、使用枚数と残枚数の合計が発注枚数と一致していないので、適正な会計処理を行うこと。

⑺　特定非営利活動法人　Fineネットワークながさき

［施設名：県民ボランティア活動支援センター］

指摘事項（対象：県民生活環境課）

ア　備品の貸付について

指定管理（令和３年４月～令和６年３月）に際し、故障のため使用できないオフセット印刷機を貸与している。

⑻　一般社団法人　長崎県安全運転管理協議会

［施設名：長崎交通公園］

指摘事項

ア　施設利用者数の目標値設定について

長崎交通公園の目標利用者数について、指定管理者と県主務課で別々の目標値を設定している（指定管理者：50,000人、県主務課：109,000人）が、目標値設定に際して、事前に県主務課と調整・協議を行うこと。

指摘事項（対象：交通・地域安全課）

ア　施設利用者数の目標値設定について

長崎交通公園の目標利用者数について、指定管理者と県主務課で別々の目標値を設定している（指定管理者：50,000人、県主務課：109,000人）が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。

⑼　一般社団法人　長崎県公園緑地協会

［施設名：長崎県立平戸公園、長崎県立田平公園］

指摘事項

ア　備品の管理について

県北振興局建設部田平土木維持管理事務所から貸与された芝刈機、噴霧器について、故障のため使用できないにもかかわらず、その対応について県と協議していないので、基本協定書に基づき、適正な物品管理を行うこと。

指摘事項（対象：県北振興局建設部田平土木維持管理事務所）

ア　備品の貸付について

指定管理に際し、故障のため使用できない芝刈機、噴霧器を貸与している。

⑽　長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体
［施設名：長崎県立百花台公園］
指摘事項
ア　備品の管理について
島原振興局建設部管理課から貸与された芝刈機、草刈機について、故障のため使用できないにもかかわらず、その対応について県と協議していないので、基本協定書に基づき、適正な物品管理を行うこと。

指摘事項（対象：島原振興局建設部管理課）
ア　備品の貸付について
指定管理に際し、故障のため使用できない芝刈機、草刈機を貸与している。

【補助等団体】
⑾　一般社団法人　長崎県観光連盟
指摘事項（対象：観光振興課）
ア　補助金の戻入について
令和３年度一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金（運営費）の戻入について、変更交付決定日（令和４年３月31日）付の返納通知書を、納入期限（４月15日）の経過後（４月20日）に当該団体へ送付しており、また、当該納入期限（４月15日）が、長崎県財務規則第27条第１項第５号の規定に基づいた設定（４月14日）となっていないので、適切な事務処理に努めること。

⑿　一般社団法人　長崎県母子寡婦福祉連合会
指摘事項（対象：こども家庭課）
ア　補助金の戻入について
令和３年度長崎県ひとり親家庭指導者人材育成事業補助金の戻入について、変更交付決定日（令和４年３月31日）付の返納通知書を、納入期限（４月14日）の経過後（４月21日）に当該団体へ送付しているので、適切な事務処理に努めること。

４　指導事項

項目		団体数	件数
団体	会計処理	4	6
	事務処理	1	1
	補助金	2	2
	規程等の整備	2	2
	未収金	1	1
	物品等管理	1	1
	現金等管理	1	1
	小計	7	14
主務課	補助金	1	1
	小計	1	1
	合計	－	15

※　小計欄の団体数については、重複分を除いている。

（別紙）

令和４年度財政援助団体等監査の実施状況（32団体）

1　総務部関係（１団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
大学コンソーシアム長崎	書面監査	補助金	大学コンソーシアム長崎活性化事業費補助金	2,050,000円	－

2　地域振興部関係（３団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎国際航空貨物ターミナル株式会社	令和５年１月11日	出　資	出資率　25.6％	277,000,000円	下田　芳之
オリエンタルエアブリッジ株式会社	令和５年１月11日	補助金	長崎県航空機購入費補助金（運航費関係）	124,539,798円	下田　芳之
		補助金	長崎県航空機購入費補助金（機体取得関係）	126,315,000円	
		補助金	長崎県離島航空路線確保対策補助金（安全整備関係）	19,820,000円	
		補助金	長崎県公共交通機関環境整備等支援事業補助金	13,099,000円	
		補助金	長崎県公共交通機関運行継続緊急支援事業費支援金	15,000,000円	
		補助金	長崎県離島航空路線運航費緊急対策事業支援金	120,000,000円	
		補助金	長崎県離島航空路線運航継続緊急対策事業支援金	108,900,000円	
		補助金	離島航空路線利用促進事業助成金	16,558,764円	
		補助金	長崎県交通事業者への使用料支援金	518,284円	
		補助金	長崎県営空港保安施設検査業務補助金	2,190,000円	
		補助金	長崎県緊急雇用維持助成金	1,000,000円	
		負担金	長崎県国境離島航空路運賃軽減事業負担金	129,696,215円	
長崎新幹線・鉄道利用促進協議会	書面監査	補助金	長崎新幹線・鉄道利用促進協議会補助金	7,410,000円	－
		負担金	長崎新幹線・鉄道利用促進協議会会費	3,600,000円	

３　文化観光国際部関係（３団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
株式会社 乃村工藝社	令和５年１月16日	指定管理	長崎歴史文化博物館及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの指定管理業務	373,375,000円	下田　芳之 砺山　和仁 前田　哲也 中村　泰輔
長崎県文化団体協議会	書面監査	補助金	文化団体助成費補助金	14,438,000円	－
一般社団法人 長崎県観光連盟	令和５年１月16日	補助金	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金（運営費）	43,000,563円	下田　芳之 前田　哲也
		補助金	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金（事業費）	3,801,907,986円	
		補助金	令和２年度一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金（事業費）	228,585,735円	
		補助金	長崎県国境離島地域しま旅滞在促進・グレードアップ事業補助金	164,689,039円	
		補助金	長崎県国境離島地域しま旅滞在促進・グレードアップ事業補助金（経済対策）	2,625,911円	
		補助金	令和２年度長崎県国境離島地域しま旅滞在促進・グレードアップ事業補助金	64,777,900円	
		補助金	令和２年度長崎県国境離島地域しま旅滞在促進・グレードアップ事業補助金（経済対策）	112,157,677円	
		負担金	長崎県観光キャンペーン事業負担金	13,255,810円	

４　県民生活環境部関係（３団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
特定非営利活動法人 Fineネットワークながさき	書面監査	指定管理	県民ボランティア活動支援センターの指定管理業務	15,554,000円	－
一般社団法人 長崎県安全運転管理協議会	書面監査	指定管理	長崎交通公園の指定管理業務	13,418,370円	－
公益財団法人 長崎県食鳥肉衛生協会	令和５年１月11日	出　資	出資率　100％	10,000,000円	砺山　和仁 前田　哲也

５　福祉保健部関係（５団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
一般社団法人 佐世保市医師会	書面監査	補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（看護師等養成所運営等事業）	24,358,000円	－
		補助金	長崎県私立高等学校等就学支援金	568,032円	
公益財団法人 長崎県すこやか長寿財団	令和４年12月15日	出　資	出資率　49.7％	100,000,000円	下田　芳之 前田　哲也
		補助金	長崎県明るい長寿社会づくり推進機構運営事業費等補助金	41,316,000円	
		補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業（元気高齢者の活躍促進事業（人材育成事業））補助金	2,944,000円	
社会福祉法人 大空の会	令和５年１月24日	出　資	出資率　100％	10,000,000円	砺山　和仁 中村　泰輔
一般社団法人 長崎県障害者スポーツ協会	書面監査	補助金	長崎県障害者スポーツ協会運営費補助金	5,524,000円	－
		補助金	障害者スポーツ活動等振興事業補助金	258,000円	
一般社団法人 長崎県母子寡婦福祉連合会	令和４年12月15日	補助金	長崎県母子寡婦福祉連合会運営費補助金	4,200,000円	砺山　和仁 中村　泰輔
		補助金	長崎県ひとり親家庭指導者人材育成事業補助金	208,121円	

６　産業労働部関係（６団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
佐世保商工会議所	書面監査	補助金	長崎県小規模事業経営支援事業費補助金	75,254,601円	－
島原商工会議所	書面監査	補助金	長崎県小規模事業経営支援事業費補助金	32,456,000円	－
			小規模事業者支援計画推進補助金	633,000円	
長崎県商工会連合会	令和４年12月15日	補助金	長崎県小規模事業経営支援事業費補助金	1,071,917,500円	下田　芳之 前田　哲也
		補助金	長崎県農商工連携ファンド支援事業費補助金	8,501,505円	
		補助金	長崎県食料産業活性化促進事業費補助金	7,543,000円	
		補助金	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金	50,845,000円	
		補助金	産地活力強化事業費補助金	3,986,000円	
		補助金	小規模事業者支援計画推進補助金	12,012,000円	
公益財団法人 長崎県産業振興財団	令和４年12月15日	出　資	出資率　79.7％	194,000,000円	下田　芳之 砺山　和仁 前田　哲也 中村　泰輔
		補助金	長崎県中小企業経営資源強化対策費等補助金	95,801,000円	
		補助金	長崎県新産業創出支援事業費補助金	73,638,908円	
		補助金	長崎県設備資金貸付事業推進費補助金	2,780,000円	
		補助金	長崎県航空機クラスター強化推進事業費補助金	8,155,000円	
		補助金	長崎県新エネルギー産業等プロジェクト促進事業補助金	5,930,772円	
		負担金	長崎県企業誘致特別強化対策事業費負担金	104,723,542円	
株式会社 トラスティ建物管理	書面監査	指定管理	長崎県勤労福祉会館の指定管理業務	4,450,000円	－
長崎県労働者福祉協議会	書面監査	補助金	長崎県労働者福祉活動促進事業費補助金	2,215,000円	－

7　農林部関係（４団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
一般社団法人 長崎県農業会議	書面監査	補助金	長崎県農業委員会交付金等（長崎県農業委員会ネットワーク機構補助金）	23,252,000円	－
		交付金	長崎県機構集積支援事業交付金（ネットワーク機構）	8,127,000円	
		補助金	産地と地域を支える集落営農育成推進事業費補助金	1,425,691円	
		補助金	農業法人経営体育成推進事業費補助金	2,097,000円	
諫早大村地域鳥獣被害防止対策協議会	書面監査	補助金	ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	6,504,000円	－
公益社団法人 長崎県園芸振興基金協会	令和４年12月15日	補助金	長崎県指定野菜価格安定対策事業費補助金	285,689,000円	砺山　和仁 中村　泰輔
		補助金	長崎県特定野菜等価格安定対策事業費補助金	19,632,857円	
		補助金	長崎県契約指定野菜安定供給事業費補助金	14,118,000円	
		補助金	長崎県契約特定野菜等安定供給促進事業費補助金	5,315,033円	
公益財団法人 諫早湾地域振興基金	令和５年１月11日	出　資	出資率　95.0％	1,672,000,000円	砺山　和仁 前田　哲也

8　土木部関係（３団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
一般社団法人 長崎県公園緑地協会	書面監査	指定管理	平戸公園及び田平公園の指定管理業務	37,911,000円	－
長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体	書面監査	指定管理	百花台公園及び百花台森林公園の指定管理業務	33,282,000円	－
長崎県土地開発公社	令和４年12月15日	出　資	出資率　100％	50,000,000円	砺山　和仁 中村　泰輔

9　交通局関係（１団体）

監査対象団体	委員監査年月日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎県央バス株式会社	令和４年12月15日	出　資	出資率　100％	90,000,000円	下田　芳之 前田　哲也

10　教育庁関係（１団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
鹿町工業高等学校寄宿舎運営協議会	書面監査	補助金	長崎県立高等学校寄宿舎運営費補助金	5,265,000円	－

11　警察本部関係（２団体）

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター	令和４年12月15日	出　資	出資率　76.2％	555,278,000円	砺山　和仁 中村　泰輔
		補助金	長崎県暴力追放運動推進センター補助金	4,999,000円	
公益社団法人 長崎県防犯協会連合会	書面監査	補助金	長崎県防犯協会連合会補助金	3,878,000円	－

※：監査委員欄には、実地監査を行った委員名を記載している。

長崎県内水面漁場管理委員会指示

令和５年長崎県内水面漁場管理委員会指示第１号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第１項及び第171条第４項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和５年３月17日

長崎県内水面漁場管理委員会会長　荒川　敏久

１　指示の内容

県内の公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの移動が考えられず、制限する必要がないと判断される水域を除く。）において採捕したコイを持ち出し、他の水域（当該水系以外の河川・湖沼等）に放流してはならない。

この場合、当該水系の範囲等については、知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

２　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和５年４月１日から令和６年３月31日までとする。

正　　誤

令和５年３月３日付け長崎県公報第11197号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
276	2	以下、表外記載（※）	以下、表外記載（※）

※276ページ２行の正誤について

【誤】

様式第１号の２、様式第１号の３、様式第３号、様式第４号及び様式第５号中「印」を削る。

【正】

様式第１号の２を次のように改める。

様式第１号の２（第９条関係）

訓練手当受給資格認定（変更）申請書

年　　月　　日

長崎県知事　様

訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。　　申請者氏名

①申請する手当の種類（該当するものに〇）				基本手当		受講手当		通所手当		寄宿手当		
②申請者の状況	ふりがな 氏　名			（性　別） 男　・　女		（生年月日） 年　　月　　日生（満　　歳）						
	個人番号											
	住　所 又　は 居　所	（入校前） 〒										
		（入校後） 〒										

③扶養親族に関する事項（寄宿手当の申請者のみ記入）

家族の状況	氏　名	申請者との続柄	年齢	扶養の有無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
			歳	有　・　無	同　・　別	
			歳	有　・　無	同　・　別	
			歳	有　・　無	同　・　別	
			歳	有　・　無	同　・　別	

④求職者給付等の受給資格、生活保護の受給　　無　・　有（該当するものに〇）

	雇用保険求職者手当		船員失業保険		国家公務員等失業者退職手当		生活保護
	その他（　　）						

⑤職業訓練を行う施設の証明欄	（入校年月日） 年　月　日	（訓練科目）	訓練期間	自　年　月　日 至　年　月　日
	通所距離（　　km）	通所手段（該当するものに〇）　徒歩　・　バス　・　鉄道　・　自動車　・　その他（　　）		
	寄宿舎の入居状況　　入居　（　年　月　日）　・　入居していない			
	上記の申請者は職業訓練を受講していることを証明する。 年　月　日 職業訓練を行う施設の所在地 職業訓練を行う施設の長			

⑥出身都道府県処理欄	（適用区分）　労働施策総合推進法施行規則第　条第　項第　号（附則第　条第　項第　号）									
	（類似の手当の受給） 無　・　有（　　）		（月額） 円		（受給期間）　自　年　月　日 至　年　月　日					
	添付書類	受講指示書写		手帳等の写		通所届		入寮許可書等		口座振込書
		雇用保険、生活保護等								

区　分	日額（月額）	認定年月日	指　定　口　座
基本手当			金融機関名
受講手当			支　店　名
通所手当			口座番号
寄宿手当			
（備考）			

（記入上の注意）

１　申請者は、①～⑤欄（ただし、③、④欄については該当者のみ）を記入し、⑥欄については「指定口座」欄のみ記入してください。

２　受給資格の認定を申請する場合は、表題部分の「（変更）」を２本線で抹消し、受給資格の変更を申請する場合は、表題部分の「認定」を２本線で抹消してください。

３　⑥欄の「指定口座」欄は、申請者本人の名義である銀行口座を指定してください。

<添付書類>

１　職業訓練受講指示書の写し

２　扶養親族と別居することとなる場合は、続柄を証明する書類（住民票謄本等）

３　寄宿手当申請者は、入寮許可書又は賃貸借契約書の写し（居所が証明できる書類）

４　雇用保険受給者にあっては、雇用保険受給資格者証の写し

５　生活保護法における保護を受けている者にあっては、生活保護に関する証明書

６　個人番号を確認できる書類（個人番号記載の住民票やマイナンバーカード又は個人番号通知カードの写し等）

様式第１号の３、様式第３号、様式第４号及び様式第５号中「印」を削る。

発行者　長崎県　長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一　直通（八九五）二一一四
印刷所　長崎市樺島町八番十二号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥